

北秋田市

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

北秋田市

目 次

第1章 計画の概要と目指す方向	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本事項	5
3. 基本理念と基本目標	7
第2章 高齢者施策の現状・課題・取り組み	12
1. 北秋田市の高齢者の状況	12
2. 日常生活圏域ニーズ調査結果から	18
3. 在宅介護実態調査から	22
4. 介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果から	23
5. 本計画の重点的に取り組む課題	27
第3章 高齢者福祉・介護保険事業施策の総合的推進	29
基本目標1) 介護保険サービスの充実・強化	29
基本目標2) 地域包括ケアシステムの深化	33
基本目標3) 介護予防と持続的な心身の健康づくりの推進	40
基本目標4) 高齢者の生きがいづくりと活動の場づくり	54
基本目標5) 高齢者をやさしくつつむ環境づくり	57
第4章 介護保険サービスの見込み	59
1. 計画期間の人口フレームと要支援・要介護認定者の推計	59
2. 介護保険サービスの見込み	61
3. 介護給付費等の見込み	78
4. 地域支援事業費等の見込み	80
5. 介護保険給付費の推計	81
6. 介護保険料の設定	82
第5章 計画の評価・検証	86
1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて	86
2. 計画の進行管理と推進について	86
参考資料	89

第1章 計画の概要と目指す方向

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

我が国の 65 歳以上人口は、令和 2 年 1 月 1 日時点で 35,486,813 人、高齢化率は 27.9%（総務省）と、高齢化が進行しており、高齢者のうち 75 歳以上が 51.3%（18,214,377 人）という状況です。また、令和元年現在の平均寿命は、男性 81.41 歳、女性 87.45 歳（令和元年簡易生命表より）と、ともに過去最高となっています。人口減少社会となっても高齢者人口は増加が見込まれ、ピーク時（令和 24 年）には 3,878 万人になると推計されています。その結果として、加齢による虚弱や認知症などにより介護が必要な高齢者の増加は避けられません。

本市においては、0～14 歳、15～64 歳、65 歳以上のいずれの構成人口も減少が続いますが、高齢者の割合は上昇が続けます。高齢化率は平成 27 年が 40.0%でしたが令和元年で 43.3% となっており、秋田県平均高齢化率（令和元年 37.1%。秋田県令和元年度老人月間関係資料、令和元年 7 月 1 日現在）よりも高い水準で推移しています。

『第 2 次北秋田市総合計画』においても、「住民が主役の“もり”のまち」の実現に向けて、高齢者の社会参加、健康づくり、介護予防への支援や、在宅生活支援等が施策の方向として位置付けられており、市としてもその基盤の確保を図ってきました。また、地域包括ケアシステムの構築・運用に向けて取り組んできました。

平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に適切なサービスが提供されるようにすることが求められています。また、国では介護保険制度について、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から、見直しを進めています。市町村に対しては、令和 7 年（2025 年）とともに、現役世代が急減する令和 22 年（2040 年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることを求めています。

本計画は、これまでの取り組みを引き継ぎつつ、高齢者が住み慣れた地域で、自立して健やかに安心して暮らせるように、各施策が切れ目なく推進していくことを目指し策定します。

国は第8期計画策定の基本指針として、持続可能な介護保険制度の確立と地域包括ケアシステムの深化を目指しており、内容は以下のとおりとなっています。

参考 第8期介護保険事業計画の記載事項 国の基本指針見直しの方針

出典：社会保障審議会 介護保険部会（第91回 令和2年7月27日）

【基本的記載事項と基本指針の見直し方針案】

●計画において具体的な記載又は作業を要する内容 ⇨ 介護保険事業運営に当たっての留意事項

基本的記載事項	国的基本指針見直しの方針案
1 日常生活圏域	
2 各年度の介護サービスの見込量	<ul style="list-style-type: none">● 地域間の移動や、地域特性等を踏まえて計画を策定✧ 介護離職ゼロ実現に向けた特定施設入居者生活介護を含む都市部での着実な介護基盤整備や地方部での機能維持の重要性を記載✧ 在宅サービスの充実を図る観点から、必要なサービス量の見込みを定めることの重要性等について記載● 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況、要介護者等の人数、利用状況等を勘案して計画を策定
3 各年度の地域支援事業の見込量	<ul style="list-style-type: none">● 総合事業の費用や事業者・団体数、利用者数について見込むよう努めることについて記載● 市町村の判断により、希望する要介護者が総合事業の対象となり得ることに留意する旨記載● 一般介護予防事業について専門職の関与や他の総合事業に基づく事業等との連携方針について記載● 通いの場について、国の目標を勘案して目標設定することが望ましい旨記載
4 介護予防、要介護状態の悪化防止等の取組及び目標	<ul style="list-style-type: none">● 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載✧ 地域リハビリテーション体制の重要性を記載✧ 具体的な取組の例示として、「就労的活動」について記載✧ 就労的活動支援コーディネーターを追記✧ 要介護高齢者も総合事業を利用することが可能であることに留意✧ 第8期からの調整交付金の算定に当たって介護給付の適正化事業の取組状況を勘案することを記載

【任意記載事項と基本指針の見直し方針案】

任意記載事項	国における第8期の見直し方針案
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療・介護連携の推進について、市町村による看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点からの取組等の重要性や都道府県による関係団体との連携体制構築のための支援の重要性について記載 ◆ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進について、具体的な取組の例示として、「就労的活動」等について記載。交通担当部門との連携について記載 ◆ 高齢者の居住安定に係る施策との連携について、生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことの必要性を記載
<p>【★新項目★】 高齢者の保健事業と 介護予防の一体的な 実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に関する具体的な取り組み(支援)方針を記載
2 各年度の介護サービスの見込量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中長期的に高齢者人口や介護ニーズを見据えた整備の重要性について記載 ● 人口減少も見据えた既存施設の有効活用等、効率的な施設・サービス施設整備について記載
3 各年度の地域支援事業の見込量の確保方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合事業の単価の弾力化を踏まえてサービス単価を設定 ◆ 見込量の確保の方策として、人材確保のためのボランティアポイント等の活用について記載 ◆ 就労的活動支援コーディネーターを追記
<p>【★新項目★】 地域包括ケアシステムを支 える人材の確保及び資質 の向上、業務の効率化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護職に限らない専門職を含めた人材確保の重要性について記載 ◆ 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載 ◆ 担い手確保のための取組として、人材確保のためのポイント制度や有償ボランティア等について記載 ● 介護現場における業務仕分けやロボット・ICT の活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載 ● 介護現場革新の取組の周知広報を進め、介護現場のイメージ革新の具体的な方策を記載 ◆ 介護現場革新の取組に当たっては、関係者の協働の下、業務効率化に取り組むモデル施設を育成し、その地域のモデル施設が地域内の介護事業所へ先進的な取組を伝えていくことの重要性を記載 ● 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

4 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 要介護者が総合事業を利用する際の給付と事業を組み合わせた適切なケアマネジメントの重要性について記載 ✧ 地域包括支援センターの体制強化の重要性について記載 ● 地域包括支援センターの体制強化の具体的な取組について記載
【★新項目★】 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症施策推進大綱等を踏まえ、普及啓発の取組やチムオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載 ● 教育、地域づくり等他の分野の関連施策との連携等に関する事項について記載
【★新項目★】 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載 ● 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督の徹底等による質の確保
5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表	
6 市町村独自事業 【★新項目★】 一般会計に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険者機能強化推進交付金等を活用した一般会計による介護予防等に資する独自事業について記載
7 療養病床の円滑な転換を図るための事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定介護療養型医療施設の廃止期限(2023年度末)までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載
【★新項目★】 災害に対する備えの検討	
【★新項目★】 感染症に対する備えの検討	

2. 計画の基本事項

(1) 計画の位置付け

北秋田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」で構成される法定計画です。また、65歳以上の高齢者を対象とした保健福祉や生涯学習、介護保険を含めた高齢者施策などの総合的な計画であり、「第2次北秋田市総合計画」の高齢者保健福祉部門に位置付けられます。国の指針や「秋田県介護保険事業支援計画・老人福祉計画」や「秋田県地域ケア体制整備構想」等と整合性を図りながら策定します。

第2次北秋田市総合計画（基本構想期間：2016年度～2025年度）では、『住民が主役の“もり”のまち～森吉山などの自然を活かし、ぬくもりや見まもりで地域をもり上げる～』を将来都市像（目指すまちの姿）に掲げており、高齢者施策を含む福祉分野は、『お互いが尊敬し支えあう明るいまちづくり』を基本理念にしています。施策としては、「高齢者福祉の充実」に加え、「地域福祉の充実」「障がい者福祉の充実」及び重点プロジェクトである「地域コミュニティの推進・地域自治の体制確立」が関連施策として位置付けられます。

市民の健康寿命の延伸や高齢者の健康維持の観点からは、『第2期けんこう北秋田21計画』の、高齢期（65歳以上）における目標である「積極的に地域・社会との交流を図り、心身の健康づくりに努め疾病予防と介護予防に取り組みます」との取り組みと連携を図ります。また、医療と福祉の連携強化が求められるなか、本市においては平成22年に「北秋田市新医療整備基本構想（基本構想期間：2010年度～2020年度）」を策定しています。

本計画は、これらの関連計画との整合性を図りながら策定します。

(2) 計画の期間

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。令和5年度に見直しを行い、次期（第9期）計画を策定します。

なお、高齢者像並びに高齢者を取り巻く状況がより一層変化することが予想されることから、令和7年度（2025年度）末の我が国及び市の高齢者を取り巻く状況、さらに令和22年度（2040年度）を勘案したものとしています。

(3) 計画の策定・推進体制

計画の策定にあたっては、国の示す日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査をベースに、介護保険サービスに関することや介護予防・健康保持への取り組み等、市の独自項目を取り入れてアンケート調査を実施しました。あわせて居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）を対象に、利用者やケアマネジメント業務の現状と意向把握のためのアンケート調査や、パブリックコメントを通じて市民の意見を広く聴取し、施策検討のための基礎資料としました。

その結果を踏まえ、「北秋田市高齢者福祉事業運営委員会」において協議を重ね、計画を策定しました。

【日常生活圏域ニーズ調査の概要】

1. 調査対象者	令和2年5月1日現在、北秋田市に居住し、要支援・要介護認定を受けていない高齢者、要支援認定を受けて自宅で生活している高齢者（要支援1・2）
2. 配布数	1,500 件
3. 回答数	1,053 件
4. 回収率	70.2%
5. 調査方法	郵送による配付・回収
6. 調査期間	令和2年5月 29 日～6月 19 日

【在宅介護実態調査の概要】

1. 調査対象者	令和2年5月1日現在、北秋田市に居住し、要介護認定を受けて自宅で生活している高齢者（要介護1～5）
2. 配布数	500 件
3. 回答数	329 件
4. 回収率	65.8%
5. 調査方法	郵送による配付・回収
6. 調査期間	令和2年5月 29 日～6月 19 日

【介護支援専門員調査の概要】

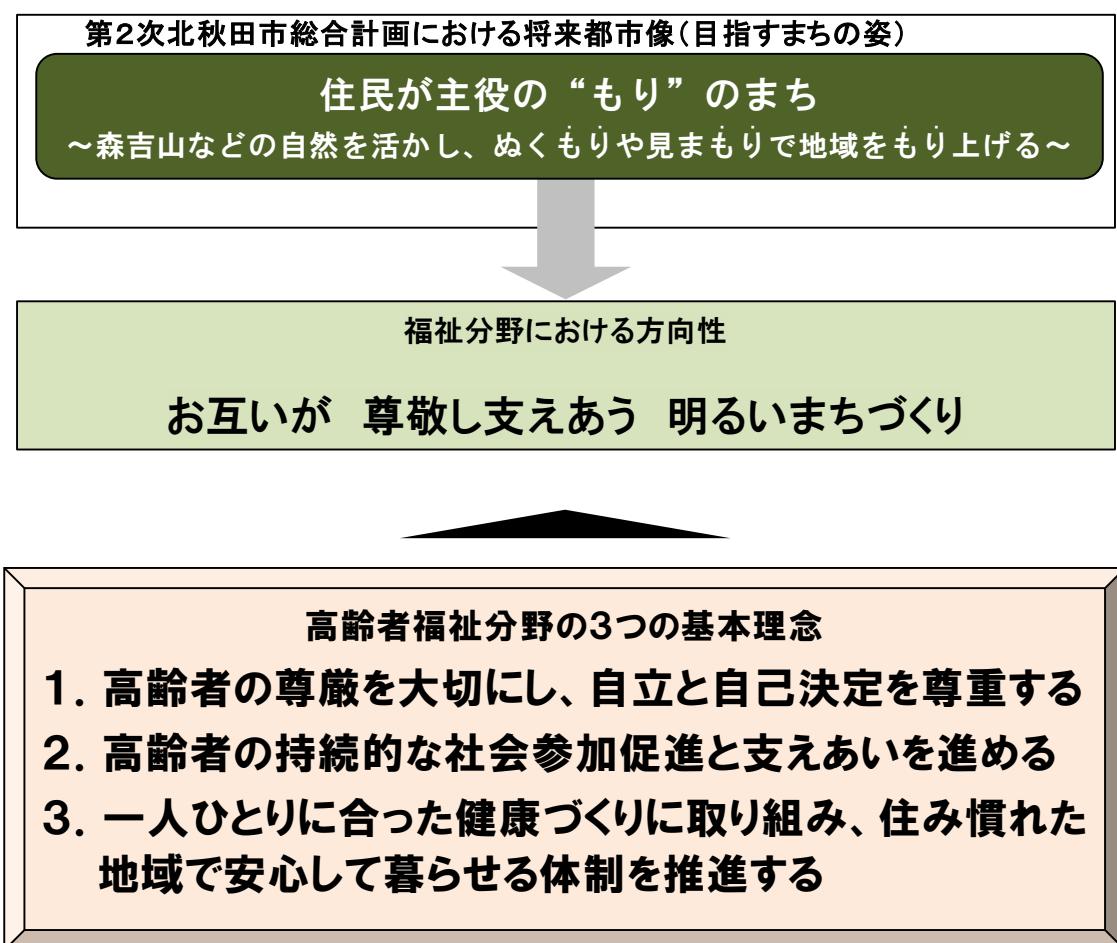
1. 調査対象者	市内の居宅介護支援事業所の全介護支援専門員
2. 配布数	15 事業所(50 人)
3. 回答数	13 事業所(48 人)
4. 回収率	86.7% (96.0%)
5. 調査方法	郵送による配付・回収
6. 調査期間	令和2年5月 29 日～6月 19 日

3. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本計画は、第7期計画までの成果や課題を引き継ぎつつ、いわゆる“団塊の世代”が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）、いわゆる“団塊ジュニア”的世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、今後3年間のなかで、生涯にわたって生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要になっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めていきます。

本市の総合計画に掲げるまちづくりの目標を踏まえつつ、以下を計画の基本理念として掲げて推進していきます。



(2)高齢者福祉施策・介護保険事業の総合的な推進に向けて

高齢者一人ひとりの暮らしの選択肢や生活のニーズは、これまで以上に多様になっています。働く意欲がある人が働くことができる環境かどうか、見守りサポートをする家族が近くにいるかどうかなど、自身の心身の健康状況等によっても大きく異なります。

一人ひとりの高齢者が、交流のなかで生きがいを感じるとともに、住み慣れた地域でいつまでも健康で自立して活動的な暮らしをするためには、身体的な充実にとどまらず、コミュニケーションなどを通じた精神的な支え、地域への社会参加、長年の経験を活かした貢献などが必要です。これらがあって、初めて持続的な高齢者の暮らししが成り立ちます。

また、支援などが必要になった場合でも、介護や保健福祉の専門職や地域の方々に支えられながら、住み慣れた地域で自分らしい元気な暮らしを続けられることが重要です。

このような方針を踏まえ、市民並びに支える事業者の協力や支援を得ながら、次にあげる5つの目標を定めます。

基本目標1) 介護保険サービスの充実・強化

第8期介護保険事業計画は、“団塊の世代”が75歳以上になる令和7年（2025年）と“団塊ジュニア”的世代が高齢者となる令和22年（2040年）の中長期的な視点を取り入れて計画します。地域の実情にあわせた介護サービスの充実を考慮し、中長期的な視点に立って、要支援・要介護認定者が必要な介護保険サービスを利用して、持続的に住み慣れた地域で暮らし続けることができるための体制づくりに取り組みます。その上で、高齢者だけでなく地域住民が介護保険制度に関する理解をさらに深めるとともに、市として引き続き円滑な事業運営と介護保険サービスの提供ができるよう推進します。

«施策の方向性»

1. 介護給付の適正化
2. 地域包括支援ネットワークの強化
3. 介護人材の確保・育成
4. 介護保険サービス事業所の配置と整備計画
5. 事業所の指定及び管理・指導

基本目標2） 地域包括ケアシステムの深化

高齢者が、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生き方を続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスといった制度面でのサポートと、家族や地域といった「顔が見える」関係性での見守りについて、地域包括支援センターを中心として連携を図ることが重要になってきます。持続的に安心して暮らせる環境づくりを推進するとともに、北秋田市一体となって、高齢者の暮らしを支えあえるまちづくりに取り組みます。同時に、増加が見込まれる認知症高齢者が地域で安心して生活できるよう支援します。

«施策の方向性»

1. 地域包括支援センターの機能強化と地域包括支援体制の構築
2. 包括的支援事業の実施
3. 在宅医療・介護連携の推進
4. 認知症支援施策の推進
5. 認知症早期診断・早期対応の支援
6. 生活支援体制整備の推進
7. 権利擁護支援の推進

基本目標3） 介護予防と持続的な心身の健康づくりの推進

積極的かつ主体的に地域社会と関わりを持つ高齢者ほど、長寿であるといわれています。高齢期に問題が生じてから、それに対処するのではなく、若年期の健康づくりから高齢期の元気づくりまでをひと続きのものとして考えることが大きな目標となります。そのためにも、ライフステージにあった健康管理、健康づくりを支援していきます。地域包括支援センターと保健センターが中心となり、地域支援事業において壮年期からの健康づくりと連携した介護予防事業を一層推進し、多くの高齢者の参加を促進します。また、各種福祉サービスにより、高齢者やその家族を様々な面から支える体制の充実を図ります。

«施策の方向性»

1. 健康づくりの支援と各種サービスの推進
2. 健康づくりを支援するサービスの推進
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
4. 自立した生活を支える福祉サービスの推進
5. 介護する家族を支援するサービスの推進
6. 介護保険以外の施設サービスの推進
7. その他の高齢者支援サービスの推進

基本目標 4) 高齢者の生きがいづくりと活動の場づくり

一人ひとりが自分らしい生き方を保ち、意欲的に暮らせるための環境づくりや、高齢者が今までに蓄積してきた経験と能力を発揮できるような機会の創出など、高齢者の元気を地域に活かし、生きがいをより高める仕組みづくりが求められています。介護が必要な高齢者を元気な高齢者が支えるといった取り組みも重要となってきています。仲間を持ち続け、地域のネットワークに溶け込み、心身ともに健康で自立した高齢者が増えることを目指し、高齢者の生きがいづくりを推進していきます。そのためにも高齢者を支え活躍する場を増やし、地域活力の増進に努めます。

«施策の方向性»

1. 高齢者の生きがいづくりの促進
2. 多様な交流活動・地域活動の推進

基本目標 5) 高齢者をやさしくつつむ環境づくり

地域におけるコミュニケーションを重ねながら世代間の交流が図れるよう、様々な施策との連携を高め、地域を支える活動の場となる施設や体制づくりを推進します。また、快適で移動しやすい環境で暮らし続けられるために必要なまちづくりや安全対策、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、自然災害時における高齢者の移動や避難時の暮らしに配慮します。

«施策の方向性»

1. 高齢者など人にやさしいまちづくりの推進
2. 災害・防犯対策の充実
3. 地域共生社会を目指した住民参加の地域活動の支援

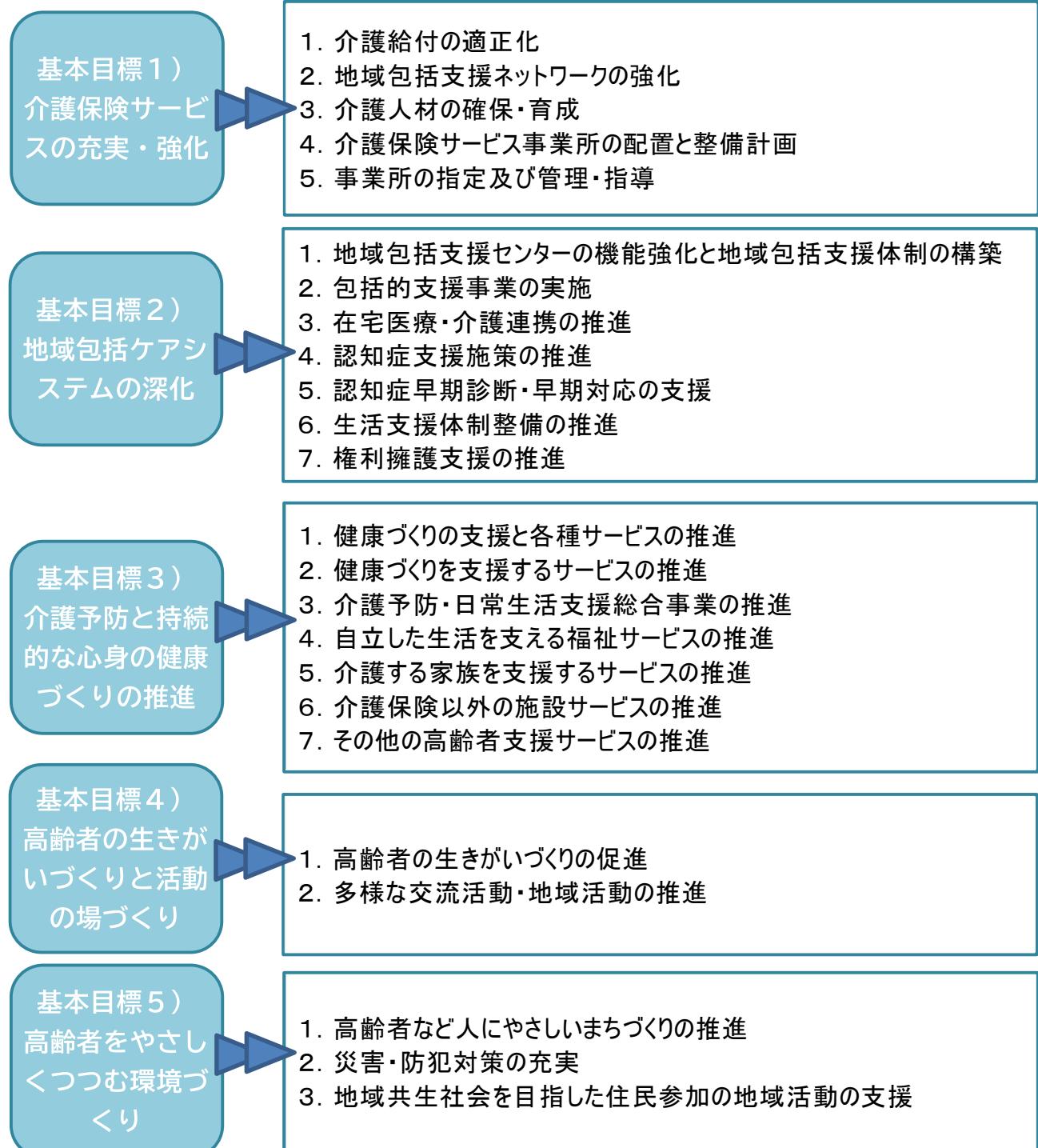
(3) 高齢者福祉施策・介護保険施策の全体像

施策の体系

◆ 基本理念

1. 高齢者の尊厳を大切にし、自立と自己決定を尊重する
2. 高齢者の持続的な社会参加促進と支えあいを進める
3. 一人ひとりに合った健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を推進する

◆ 施策の体系



第2章 高齢者施策の現状・課題・取り組み

1. 北秋田市の高齢者の状況

(1) 北秋田市の概況

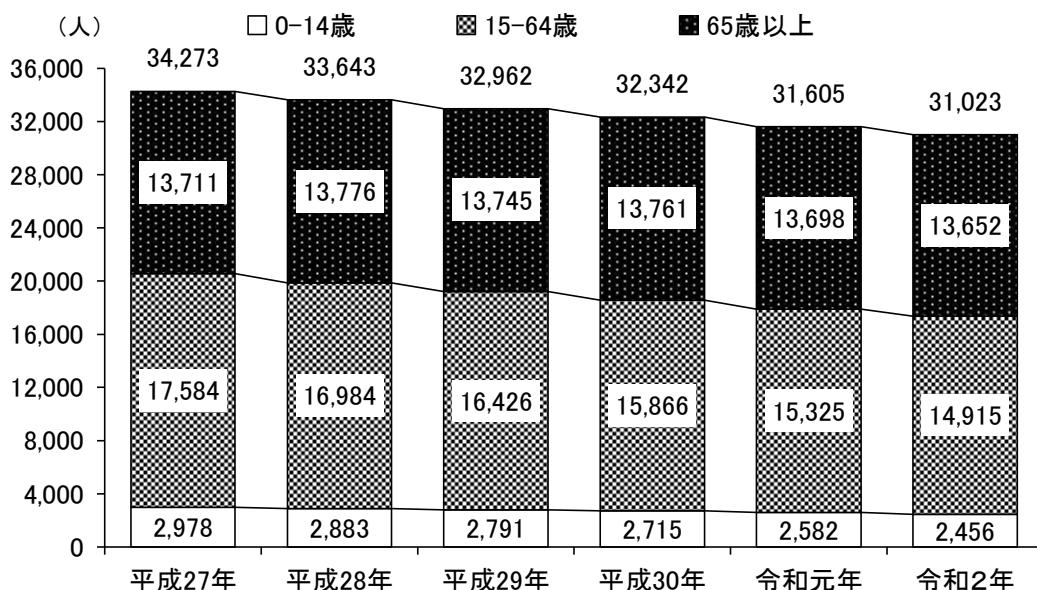
① 人口・人口構成

北秋田市は、秋田県の北部中央に位置し、面積は 1,152.76 km²と県域面積の約 10%を占め、優れた自然景観や山岳・溪流に恵まれ、豊かな自然環境を残し、盆地とその間を流れる河川の流域には市街地や集落が点在しています。花の百名山として親しまれている県立自然公園森吉山は、クマゲラの棲むブナの原生林や多数の名瀑、冬の巨大な樹氷群を擁するなど、多くの観光資源に恵まれています。気候は内陸性で年間差が激しく、冬季は低温で山間部は降雪量が多いことから、森吉地域、阿仁地域は特別豪雪地帯に指定されています。

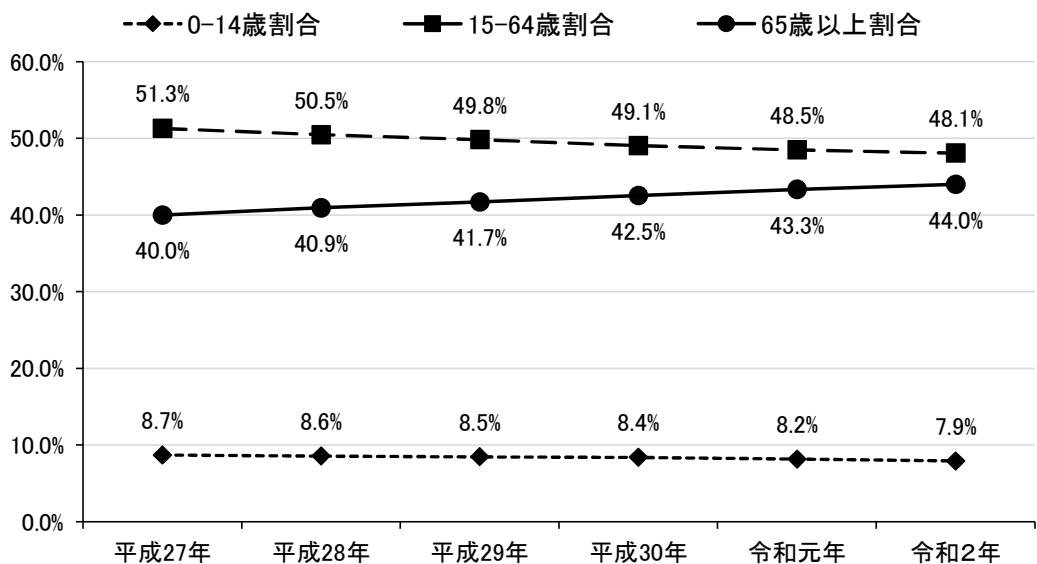
交通網としては、大館能代空港に直結する日本海沿岸東北自動車道、市の北部を東西に国道 7 号、鷹巣地区から森吉・阿仁地区を国道 105 号が抜け、同じく鷹巣地区からは上小阿仁村を抜けて、国道 285 号が秋田市に向かっています。また、JR 鷹ノ巣駅に隣接する鷹巣駅は第三セクターの秋田内陸縦貫鉄道の起点であり、角館まで運行されています。さらに、鷹巣地区にある大館能代空港からは、東京との間に 1 日 2 往復の航空便が就航しており、秋田県北部の交通の要所として機能しています。

総人口は平成 29 年に 33,000 人を下回り、令和 2 年は 31,023 人となっています。人口構成は、15~64 歳割合は平成 27 年の 51.3% から令和 2 年には 48.1% まで低下していますが、65 歳以上割合は上昇しており令和 2 年は 44.0% となっています。

【人口・人口構成の推移(各年9月末現在)】



(住民基本台帳より)



(住民基本台帳より)

令和2年の地区別人口の比率は、鷹巣地区が半数を超えており、合川地区、森吉地区、阿仁地区と続きます。一世帯あたりの構成人員は、森吉地区が2.30人に對し阿仁地区が1.90人と地区別に差があります。

【地区別人口・世帯数・世帯平均人員(令和2年9月末現在 住民基本台帳より)】

	鷹巣地区	合川地区	森吉地区	阿仁地区	全域
総人口(人)	17,174人	5,929人	5,360人	2,560人	31,023人
比率(%)	55.36%	19.11%	17.28%	8.25%	100.00%
世帯数(世帯)	7,589世帯	2,732世帯	2,333世帯	1,348世帯	14,002世帯
1世帯平均人員(人)	2.26人	2.17人	2.30人	1.90人	2.22人

【圏域別人口・世帯数・世帯平均人員(令和2年9月末現在 住民基本台帳より)】

	北部圏域	中部圏域	南部圏域	全域
総人口(人)	17,174人	9,348人	4,501人	31,023人
比率(%)	55.36%	30.13%	14.51%	100.00%
世帯数(世帯)	7,589世帯	4,162世帯	2,251世帯	14,002世帯
1世帯平均人員(人)	2.26人	2.25人	2.00人	2.22人

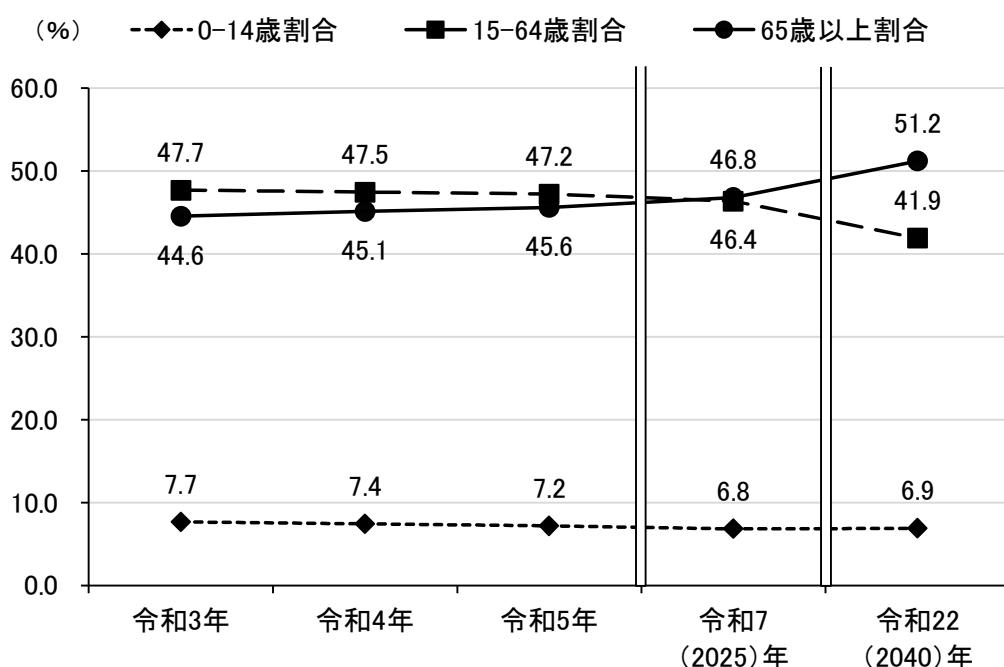
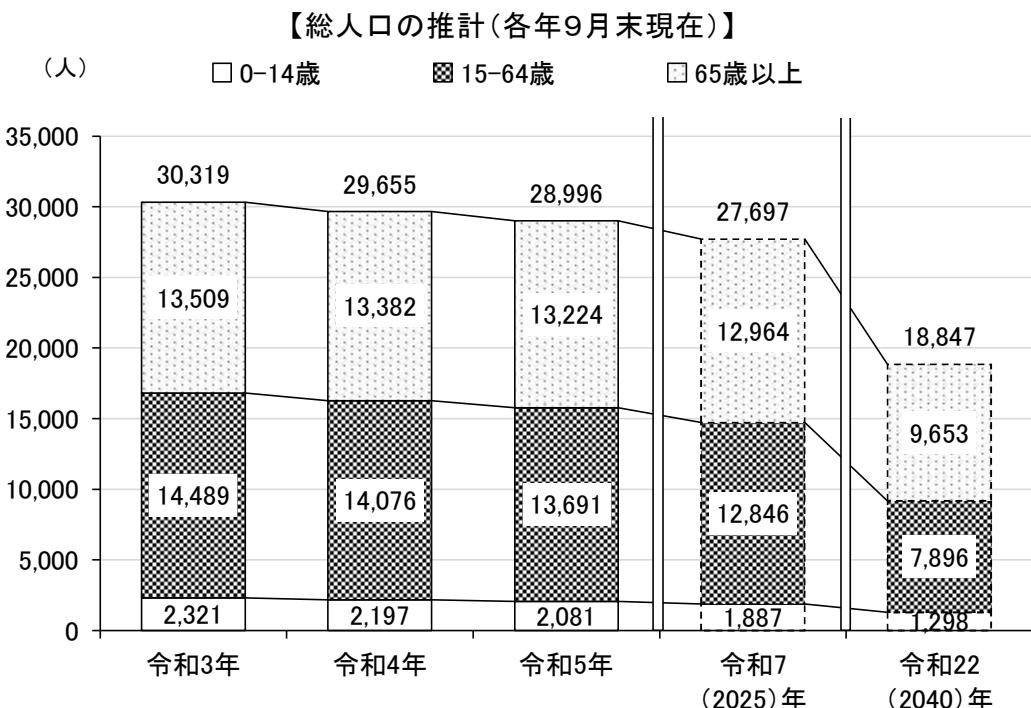
※北秋田市では日常生活圏域を3圏域に設定(P.33参照)しています。

②人口推計

近年の住民基本台帳人口の各年齢・男女別の人口分布から、平成30年と令和元年のコード変化率法で算出した推計人口は、第8期計画期間の令和3年が30,319人、令和4年に3万人を下回り、令和5年に28,996人となる見込みです。

人口構成は今後も少子化・高齢化の進行が見込まれ、0～14歳は7%を下回り、15～64歳は47%台から47%を下回って推移する見込みです。

コード変化率法：「コード」とは、年齢区分ごとの人口集団を意味し、そのコードの時間的変化を基に将来人口を推計する方法です。

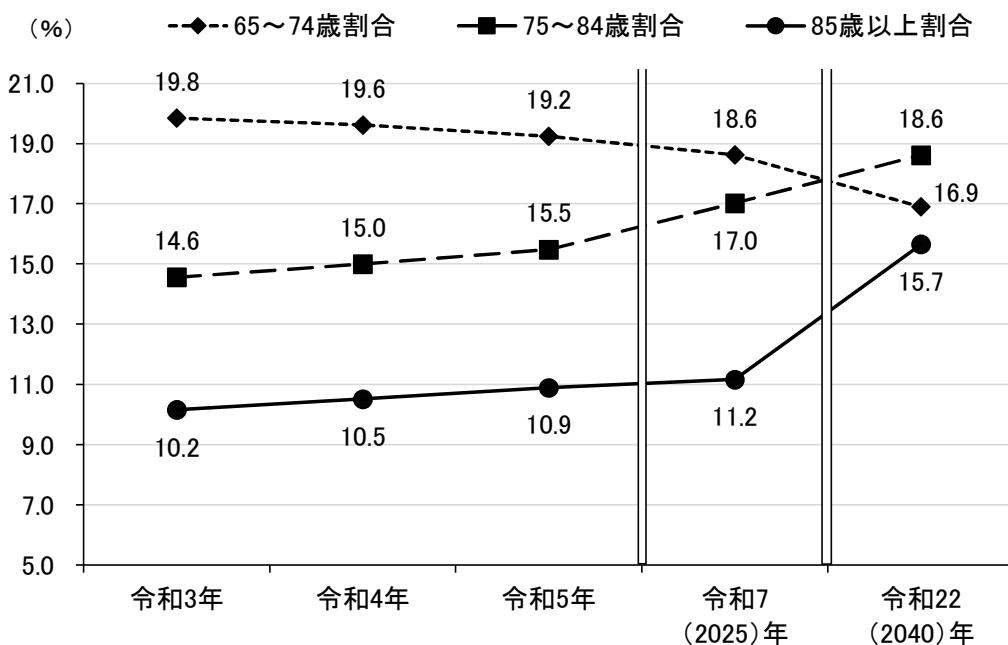
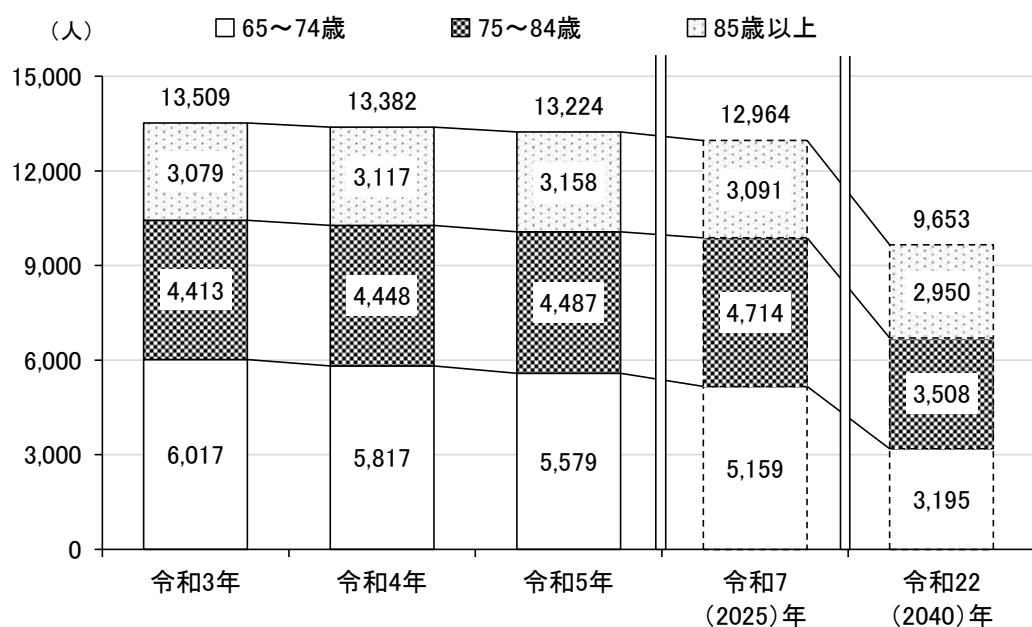


高齢化率は平成 27 年 40.0%、平成 29 年 41.7%、令和元年には 43.3% となっており、今後の推計では令和 3 年は 44.6%、令和 7 年（2025 年）には伸び率はやや鈍化するものの 46.8% に達する見込みです。

計画期間の 65 歳以上の人口は、令和 3 年の 13,509 人から令和 5 年の 13,224 人に微減し、令和 7 年（2025 年）は 12,964 人、令和 22 年（2040 年）は 9,653 人と見込まれます。

今後は、65～74 歳の前期高齢者が減少傾向で、75 歳以上の後期高齢者は令和 7 年（2025 年）までは増加し、それ以降減少することが見込まれます。

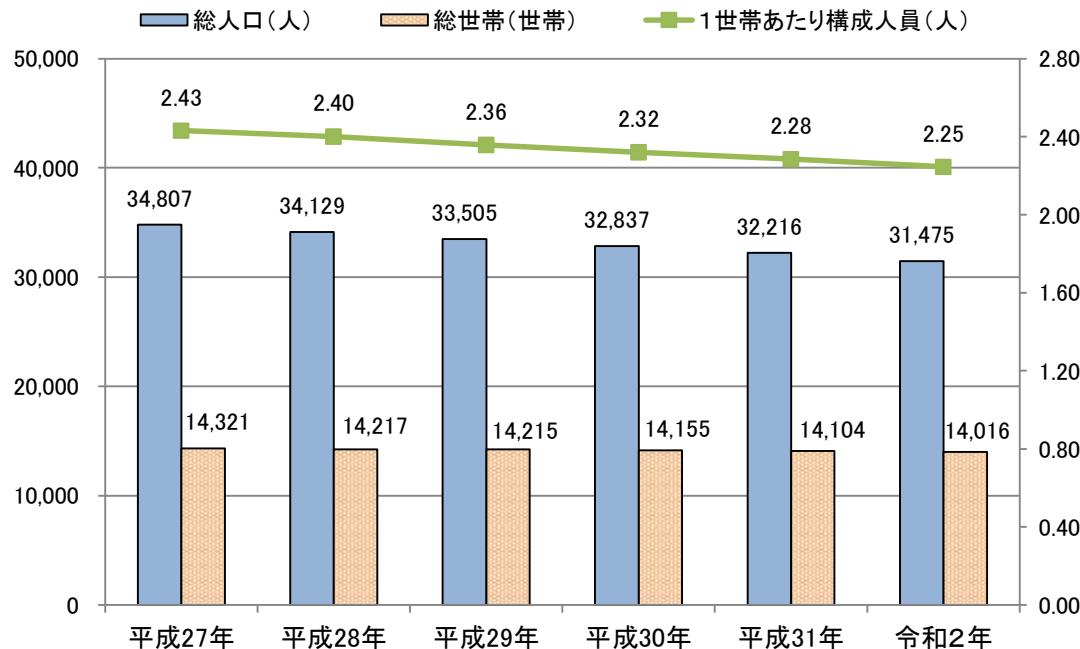
【高齢者人口の推計(各年9月末現在)】



③世帯数

世帯数は、平成 27 年の 14,321 世帯から令和 2 年は 14,016 世帯に微減しています。1 世帯あたり構成人員は減少し、令和 2 年は 2.25 人となっています。

【1世帯あたりの構成人員(各年1月1日現在)】



(住民基本台帳より)

(2)主要死亡要因別死亡数・死亡率

死亡数は年間 600 件程度で推移しています。死亡率は全国や県の平均と比べて高くなっています。特に脳血管疾患による死亡の割合が全国や県と比べ高いといえます。

【死亡数及び死亡率】

	死亡数		死亡率		
	北秋田市		市	県	全国
	平成 29 年	平成 30 年			
総 数	664	618	19.1	15.8	11.0
うち	悪性新生物	156	495.3	424.0	300.7
	脳血管疾患	69	214.1	157.7	87.1
	心疾患	103	214.1	213.8	167.6

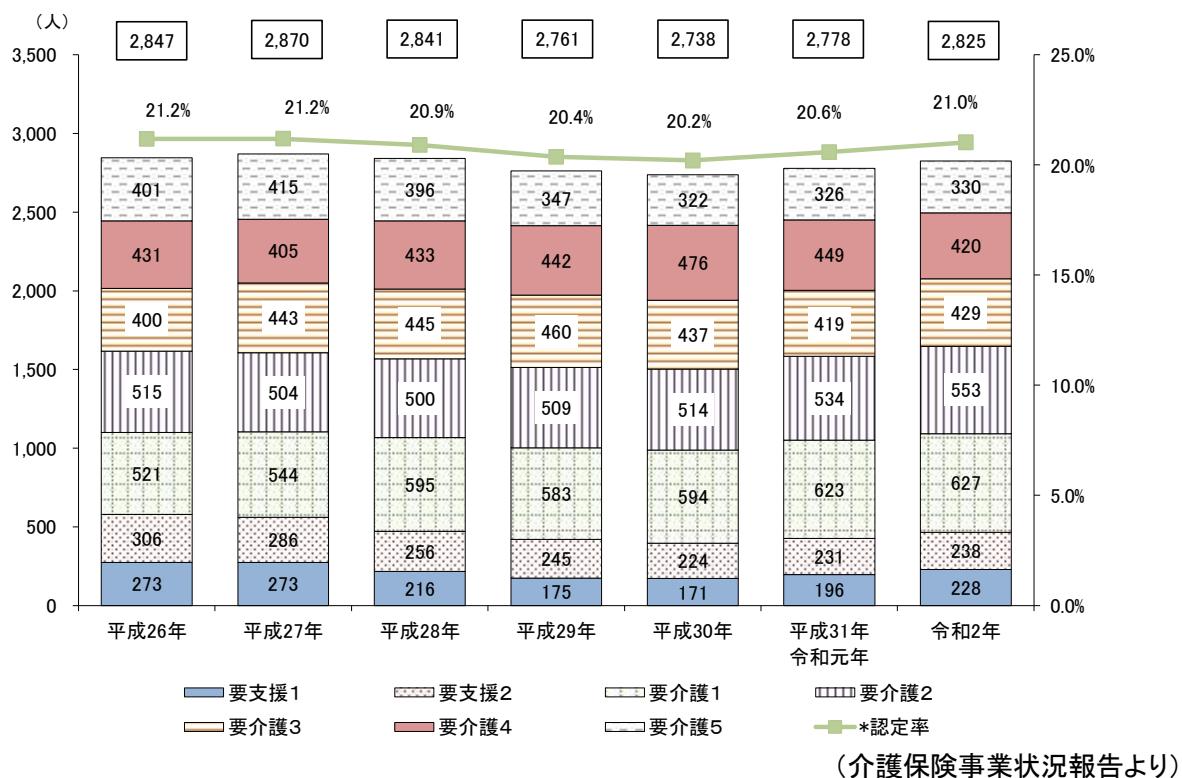
※死亡率は、総数は 1 千人あたりの死亡人数。死因別は人口 10 万人あたりの死亡人数。

毎年 1~12 月の累計(秋田県衛生統計年鑑より)

(3) 要介護認定者数の推移

認定者数、認定率とも平成 30 年までは下降傾向にありましたが、その後は増加傾向となっています。計画期間の要介護認定者数は、これまでの推移と今後の動向を勘案し推計します。

【要介護認定者数の推移と認定率(各年9月末現在)】



(4) 介護保険サービス利用者数の推移

月平均介護保険サービス利用者数は、各年度 2,400 人前後で推移し、令和元年度は 2,414 人となっています。居宅介護サービス利用者は平成 29 年度以降 1,500 人を下回っており、施設介護サービス利用者は平成 27 年度以降 500 人を上回って推移しています。また、地域密着型サービス利用者は平成 30 年度以降 400 人前後と増えています。

受給率は 85% 前後で推移していますが、平成 28 年度をピークに減少しており、令和元年度は 86.4% となっています。

【介護保険サービス利用者数の推移(各年度末)】

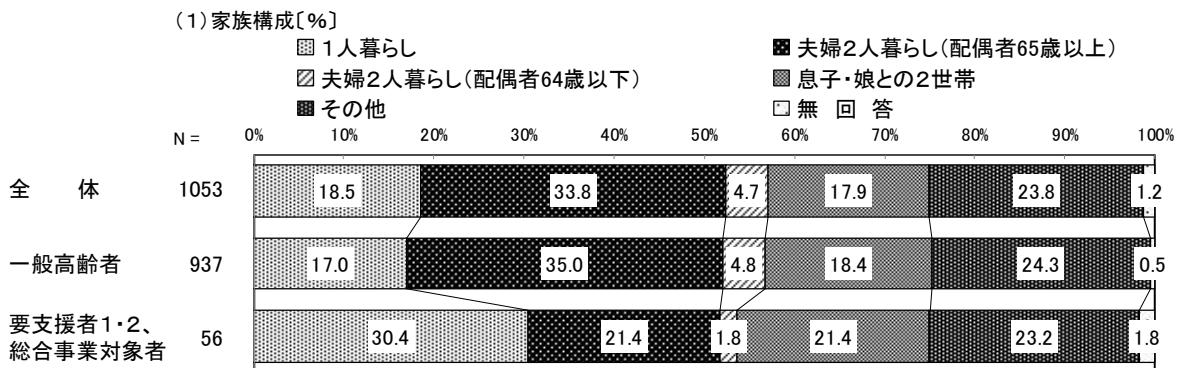
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
居宅介護サービス	1,675 人	1,733 人	1,684 人	1,492 人	1,435 人	1,461 人
地域密着型サービス	208 人	216 人	334 人	331 人	407 人	393 人
施設介護サービス	494 人	526 人	513 人	557 人	551 人	560 人
合 計	2,377 人	2,475 人	2,531 人	2,380 人	2,393 人	2,414 人
受給率	83.5%	86.6%	89.7%	87.8%	86.5%	86.4%
認定者数	2,848 人	2,857 人	2,821 人	2,710 人	2,766 人	2,793 人

(介護保険事業状況報告より)

2. 日常生活圏域ニーズ調査結果から

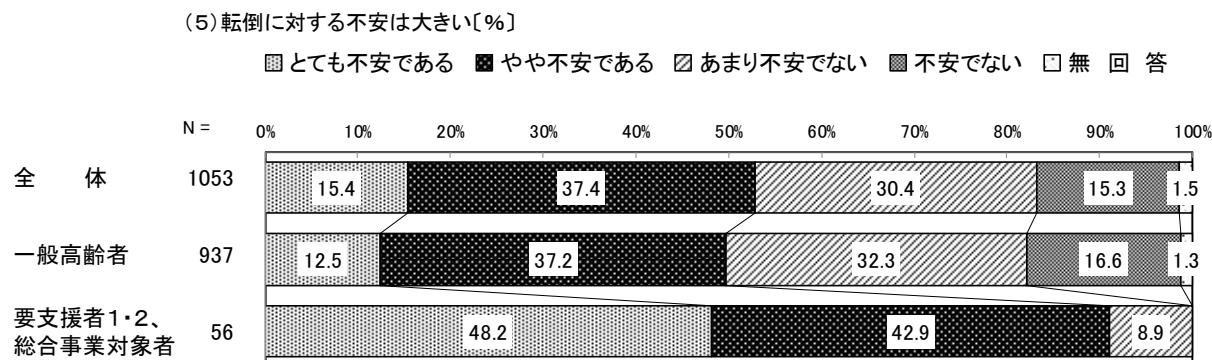
(1)高齢者の家族・生活の状況

世帯構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が33.8%で最も多く、「その他」が23.8%、「1人暮らし」が18.5%、「息子・娘との2世帯」が17.9%と続いています。

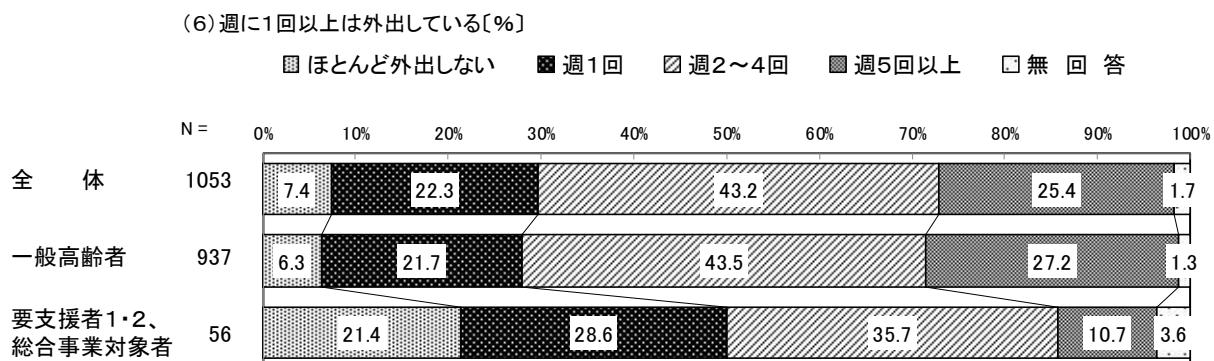


(2)日常生活動作や外出のこと

転倒に対する不安は、『不安である（「とても不安である」と「やや不安である」の合計）』が52.8%、『不安でない（「不安でない」と「あまり不安でない」の合計）』が45.7%です。

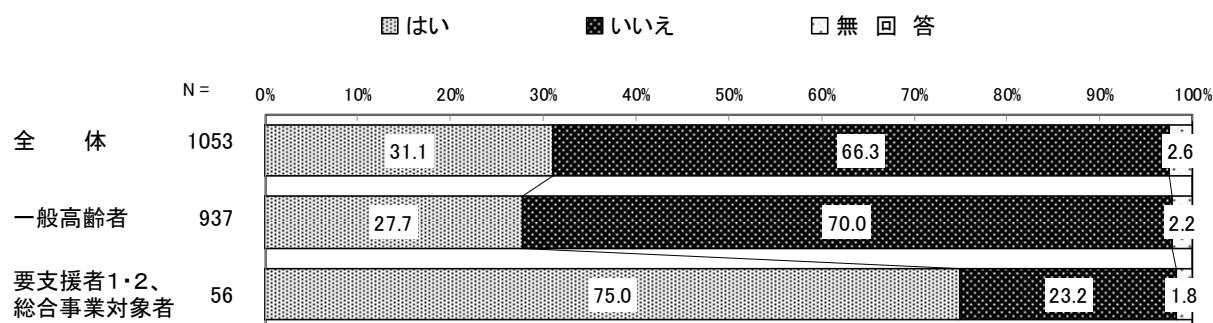


外出状況は「週2～4回」が43.2%と多く、「週5回以上」が25.4%、「週1回」が22.3%と続いています。



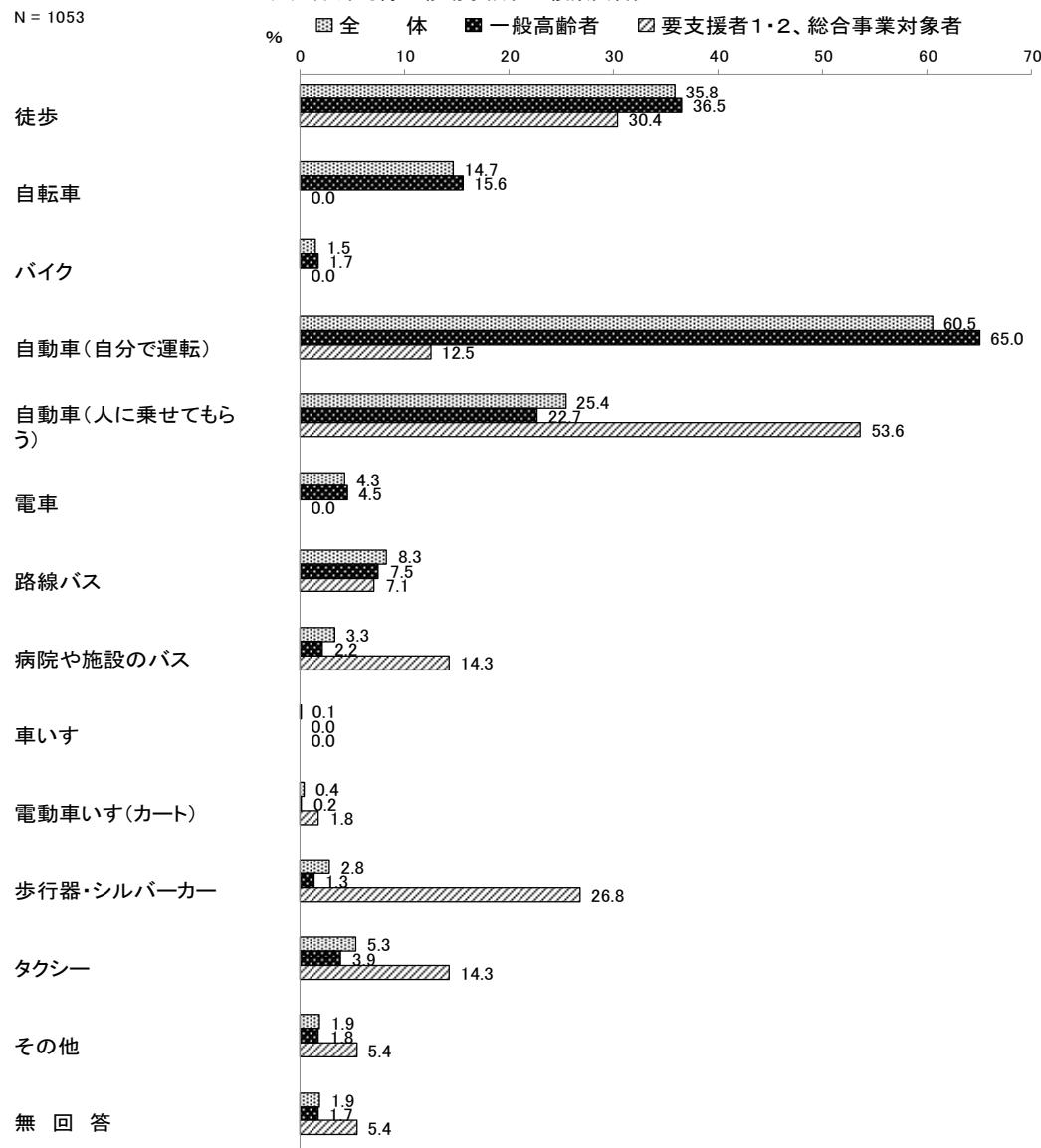
外出を控えているという人は 31.1%で、前回調査と比べると 11.4 ポイント多くなっています。

(8) 外出を控えている[%]



外出手段は、「自動車（自分で運転）」が 60.5%と多く、「徒歩」が 35.8%、「自動車（人に乗せてもらう）」が 25.4%、「自転車」が 14.7%と続いています。

(9) 外出する際の移動手段[%・複数回答]

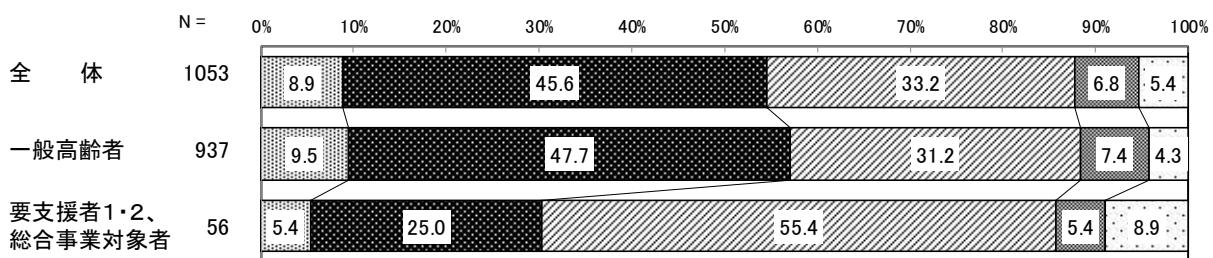


(3) 地域での活動・助け合い

住民同士が協力して開催する、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向は、『参加したい（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）』が54.5%（前回調査63.9%）と半数を超えていましたが、前回調査と比べると9.4ポイント少なくなっています。

(2) 地域住民有志のグループ活動への参加意向[%]

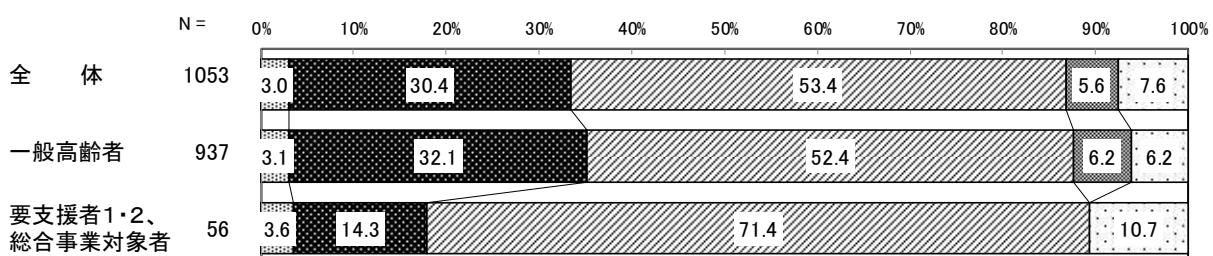
■ 是非参加したい ■ 参加してもよい □ 参加したくない ■ 既に参加している □ 無 回 答



住民同士が協力して開催する、健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営（お世話役）としての協力については、『参加したい（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）』は33.4%（前回調査50.7%）と前回調査と比べると17.3ポイント少なくなっています。

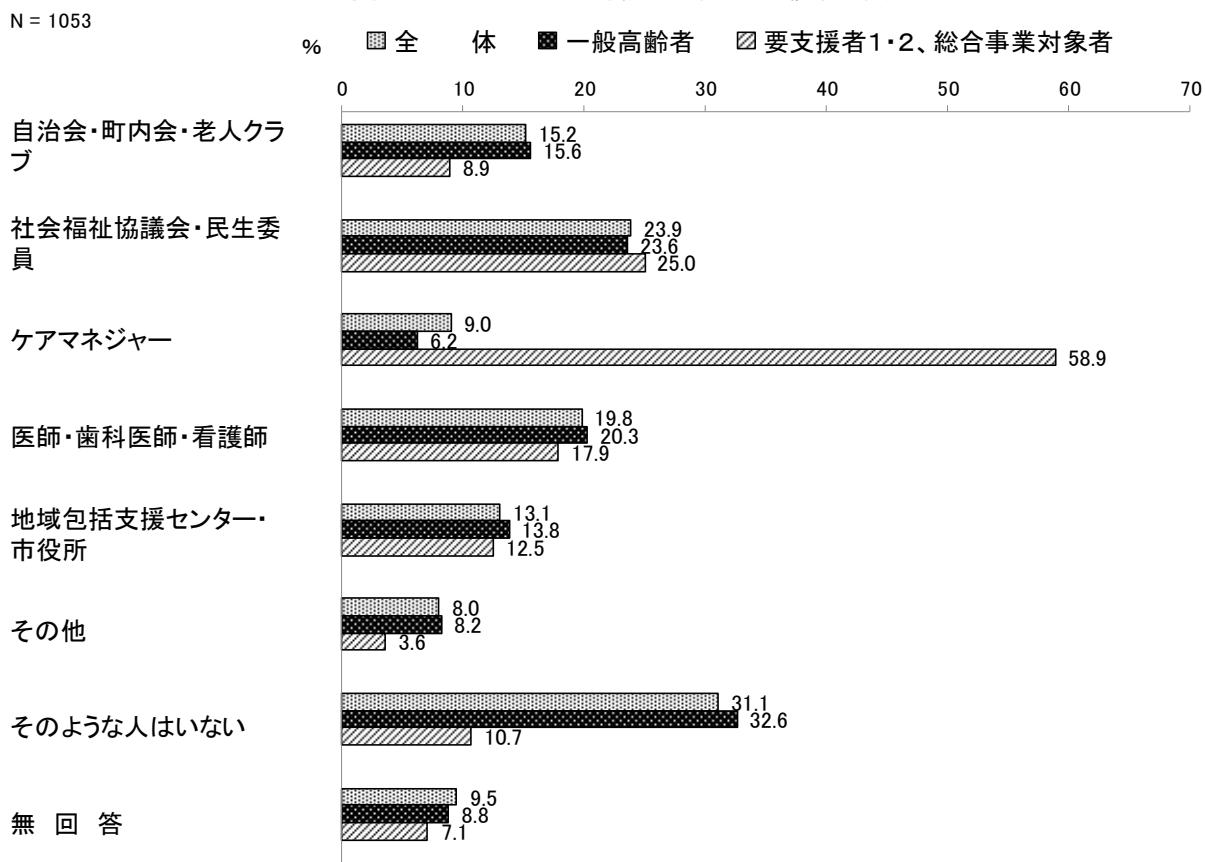
(3) 地域住民有志のグループ活動への企画・運営参加意向[%]

■ 是非参加したい ■ 参加してもよい □ 参加したくない ■ 既に参加している □ 無 回 答



家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手は、「そのような人はいない」が31.1%と多く、「社会福祉協議会・民生委員」が23.9%、「医師・歯科医師・看護師」が19.8%と続いています。

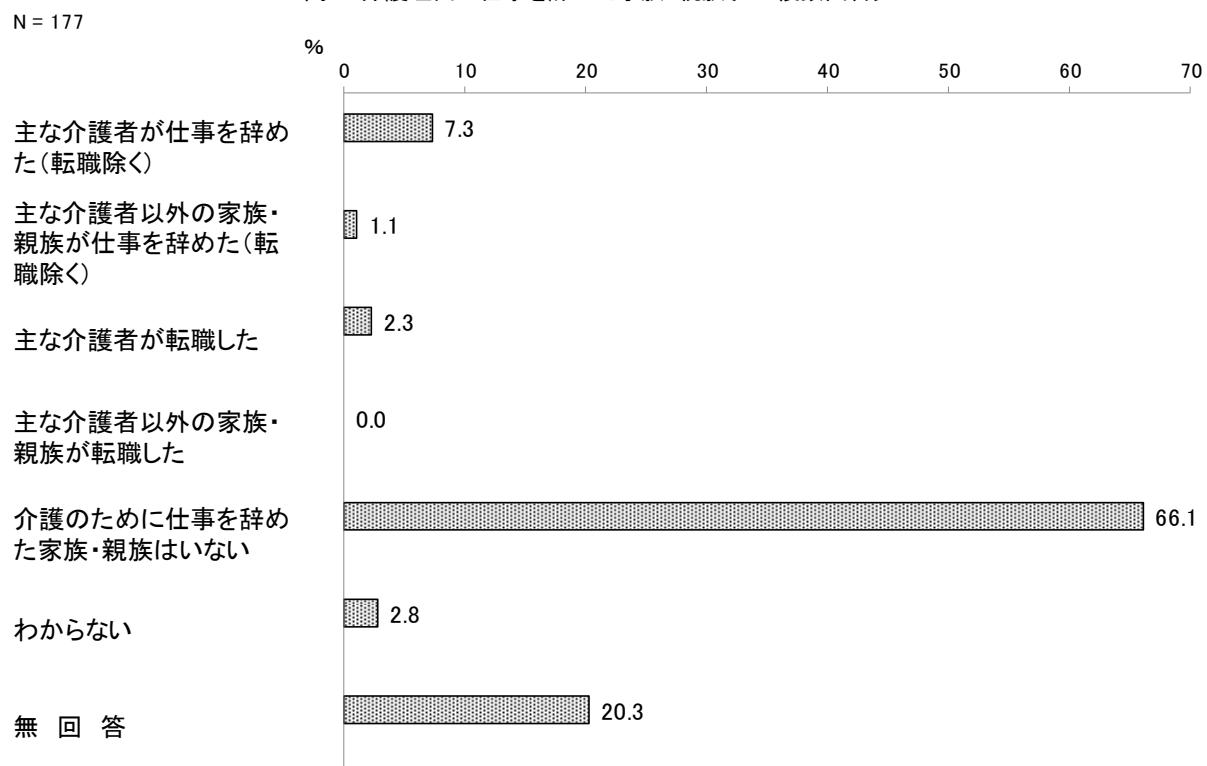
(5)家族や友人・知人以外で相談する相手[%・複数回答]



3. 在宅介護実態調査から

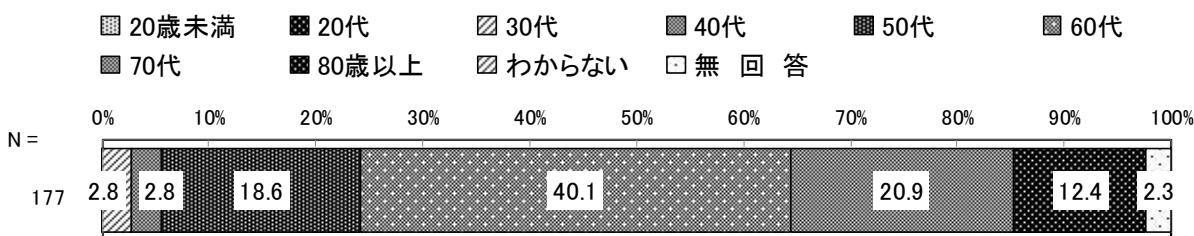
ご家族やご親族の中で、封筒のあて名の高齢者様の介護を主な理由に、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 66.1%と多いものの、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」も 7.3%となっています。

問1 介護理由で仕事を辞めた家族・親族[%・複数回答]



主な介護者の方の年齢は、「60代」が 40.1%と多く、「70代」が 20.9%、「50代」が 18.6%、「80歳以上」が 12.4%と続いています。

問4 主な介護者の年齢[%]



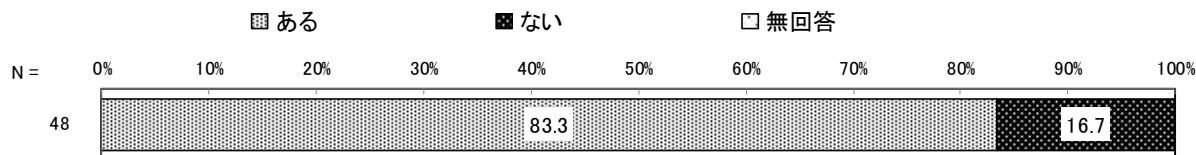
4. 介護支援専門員（ケアマネジャー）調査結果から

回答のあった居宅介護支援事業所の介護支援専門員の実務年数とケアプラン担当数などは以下のとおりです。

介護支援専門員としての実務経験	平均 8年7か月
ケアプラン作成している利用者	平均 要介護 27.1 人／要支援 5.1 人
利用者1人あたりの月平均訪問回数	1回…72.9% 2～3回…25.0%

介護予防事業や包括的支援事業について、申請者や相談者に参加を勧めたことが「ある」は83.3%と大半を占めています。

問8 介護予防事業への参加勧奨[%]



現在、不足していると思うサービスについて、75%（48人中36人）が回答しており、不足しているサービスとして短期入所を記入者の3分の2近くがあげています。その他では、居宅サービスでは訪問リハビリテーションが30.6%、通所リハビリテーションが22.2%となっています。施設サービスでは、5人が介護老人福祉施設をあげています。

問10 現在、不足していると思うサービス

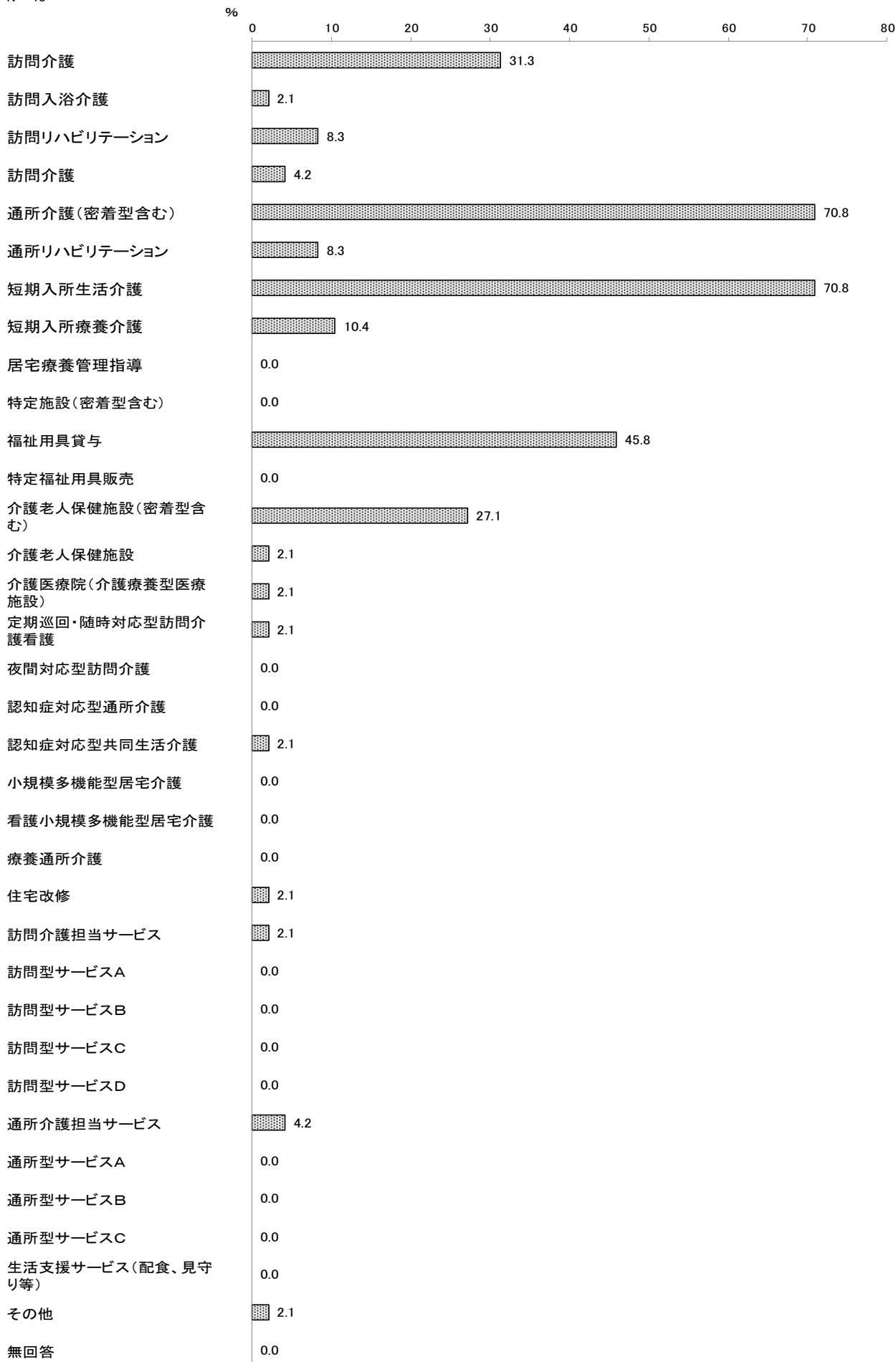
サービスの種類	回答数	割合	備考
訪問介護	4	11.1%	
訪問リハビリテーション	11	30.6%	
通所リハビリテーション	8	22.2%	
短期入所生活介護	24	66.6%	
認知症対応型通所介護	1	2.8%	
認知症対応型共同生活介護	5	13.9%	
介護老人福祉施設入所	5	13.9%	
介護老人保健施設入所	1	2.8%	
介護療養型医療施設(療養病床)	4	11.1%	
その他	2	5.6%	生活支援サービス サービス付き高齢者向け住宅

※回答者は36人ですが、複数回答があるため割合の合計は100.0%になりません。

利用者や家族から利用希望が高い介護サービスとしては、「通所介護（密着型含む）」と「短期入所生活介護」がともに70.8%と多く、「福祉用具貸与」が45.8%、「訪問介護」が31.3%、「介護老人福祉施設（密着型含む）」が27.1%と続いています。

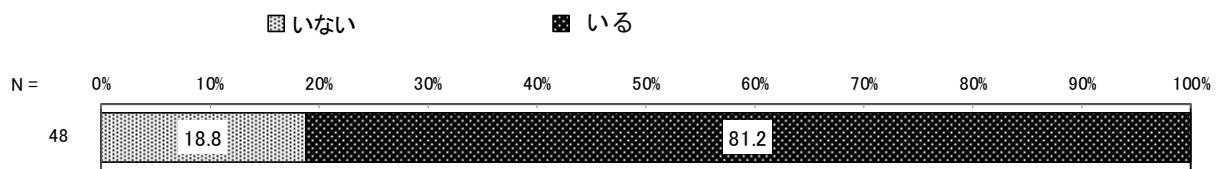
問9 利用者や家族から利用希望が高い介護サービス等[%・3つ回答]

N = 48

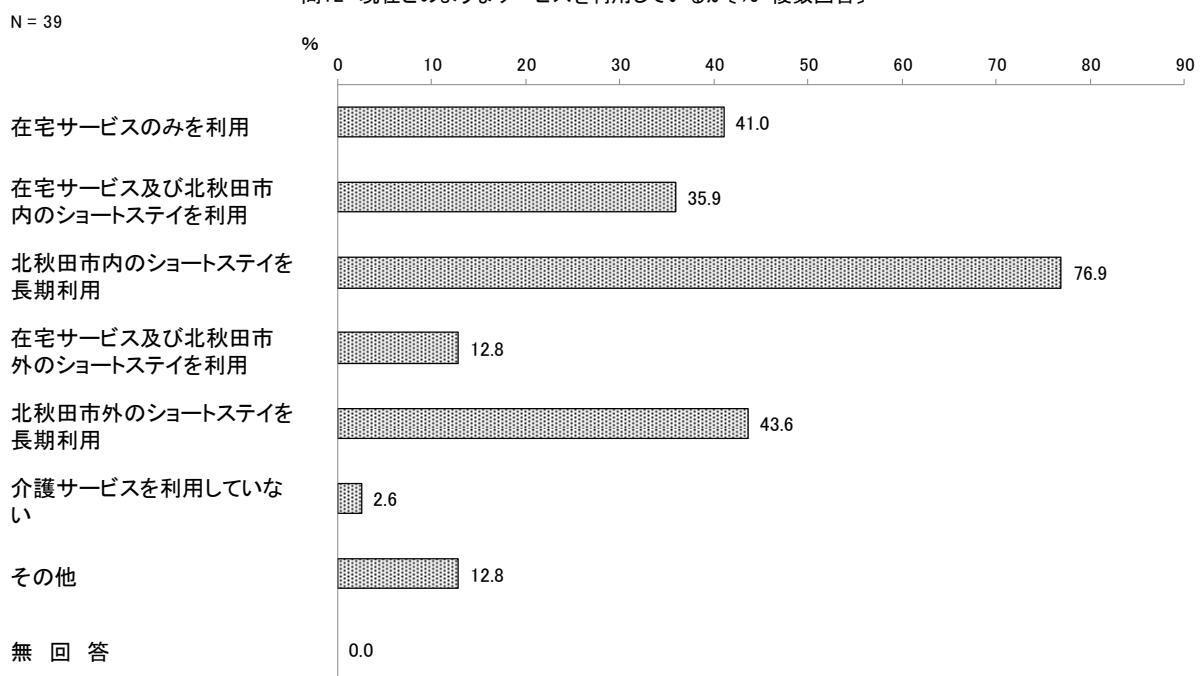


担当している利用者の中で、施設等に申込みし、空きの関係等により在宅利用やショートステイ利用で繋いでいる方が「いる」は81.2%、「いない」は18.8%となっています。施設待機者の利用しているサービスとしては、「北秋田市内のショートステイを長期利用」が76.9%と多く、「北秋田市外のショートステイを長期利用」が43.6%、「在宅サービスのみを利用」が41.0%、「在宅サービス及び北秋田市内のショートステイを利用」が35.9%みられます。

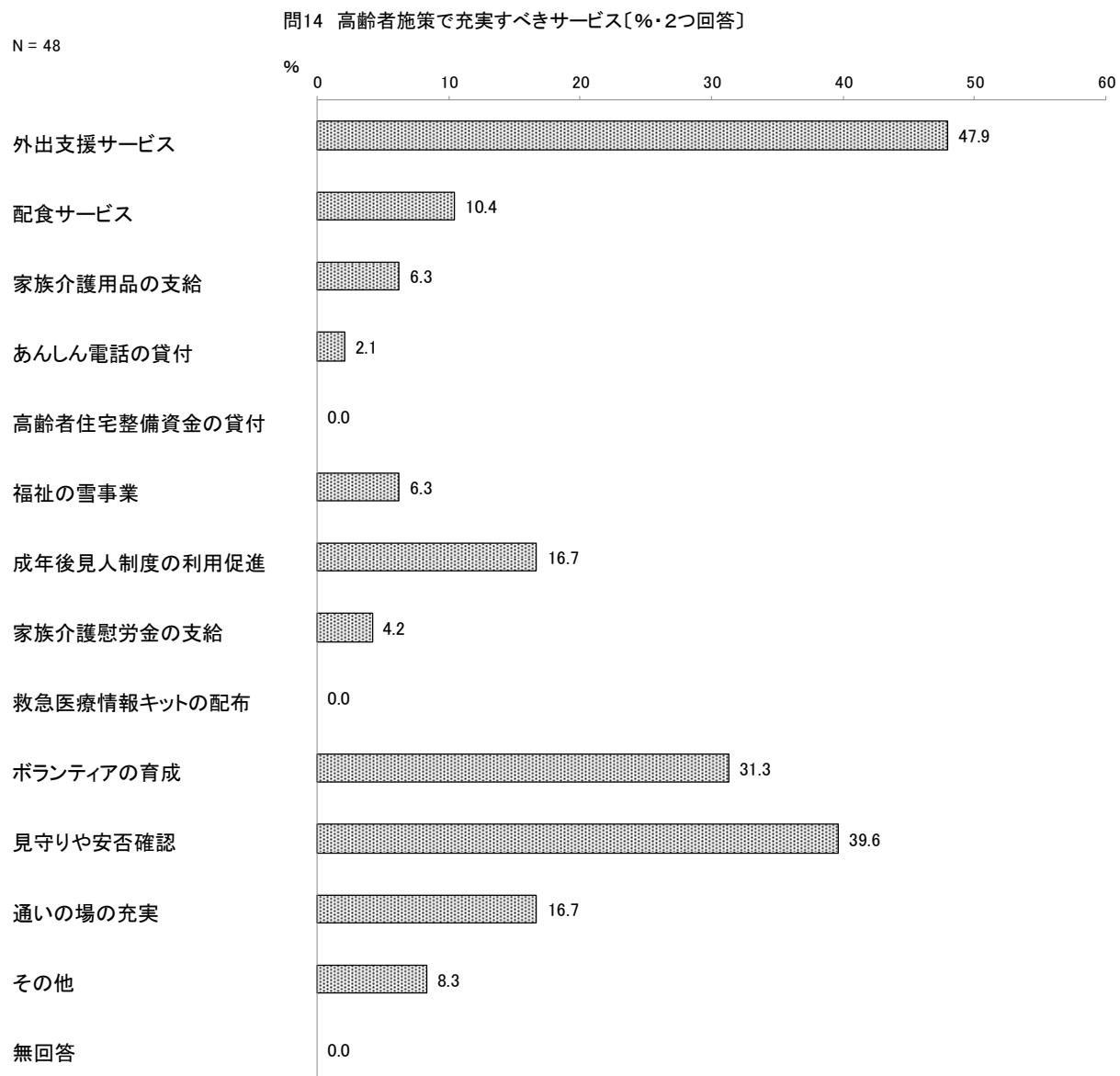
問11 担当している利用者で在宅利用やショートステイ利用で繋いでいる人[%]



問12 現在どのようなサービスを利用しているか[%・複数回答]



充実すべきだと思う高齢者施策としては、「外出支援サービス」が 47.9%と多く、「見守りや安否確認」が 39.6%、「ボランティアの育成」が 31.3%回答されています。



5. 本計画の重点的に取り組む課題

(1) 地域包括ケアシステムの深化に向けて

「地域包括ケアシステム」のさらなる深化に向けては、地域で支える専門職（「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」）との連携のもとで、「介護予防」と地域の特性に配慮した「生活支援」を充実させ、安心できる暮らしを支える「すまいとすまい方」を確保し、「本人の選択」する権利を守り、「本人・家族の心構え」を支えることが必要です。これらを包括的にケアするための環境の整備を進める必要があります。

近年、これまでに増して地域における地域包括支援センターの活動が重要となっていることから、機能と体制の拡充を図るとともに、府内及び関係機関との連携を強化することが求められています。さらに、権利擁護を含めたケアマネジメント体制をより充実させることで、住民や家族介護者等の悩みや不安の軽減に努めていく必要があります。また、認知症のある人の増加を見据え、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成29年7月改定）に基づいた認知症施策を行っていく必要があります。

課題

- 総合相談体制の構築と権利擁護を含めたケアマネジメント体制の強化
- 医療と介護の両方を必要とする人への対応、特に地域医療機関との連携による、医療面での体制確保
- 人材の確保・育成・定着に向けた取り組み
- 「認知症ケアパス」に基づく総合的な認知症施策の推進
- 家族への支援施策の周知

(2) 自立支援・重度化防止を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護保険制度の改正に基づき、予防給付のうち訪問介護・通所介護の新しい介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行を図ってきました。既存の事業者による専門的な予防サービスから住民主体による支援まで、多様なサービス主体による体制づくりが求められています。このため、介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる充実を図るとともに、スポーツや就労、ボランティア活動など、元気な高齢者がその豊かな経験や知識を活かしながら、積極的に地域の活動等に参加し他の高齢者を支えるといった高齢者の生きがいづくりと社会参加の一層の促進が課題となっています。

そのほか、日中に自宅で一人になる高齢者に対しては、見守り支援の強化や住民主体の通いの場づくりと利用者増に向けた取り組みなども今後の課題となっています。

課題

- ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加による日常的な生活支援ニーズの変化への対応
- 機能回復訓練に偏りがちであったこれまでの介護予防の転換
- 運動習慣の定着をはじめとする心身の健康づくりに向けた各種取り組みとの連携
- 地域社会における社会参加や交流の促進
- 元気な高齢者がサービスの受け手ではなく、地域の担い手となる仕組みづくり

(3) 安心・安全で快適な生活の確保

高齢者をはじめとして、誰もが安全で快適な生活を送ることができる環境の整備にあたっては、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に立った整備、高齢者が自立してそれぞれの生活状況に応じた暮らしを生涯にわたって続けることができるよう多様な居住環境の整備などが求められています。

また、高齢者が気軽に安心して外出できるような外出支援策の充実や安全面に配慮した環境の整備、緊急時のみならず普段から災害や犯罪等の危険から高齢者を守るための危機管理の充実も求められています。

課題

- 自然災害に対する不安（地震・雪・雨・土砂災害等）の軽減
- 感染症に対する不安の軽減
- 災害時要配慮者名簿の適切な運用
- 高齢者に対応した福祉避難所の運用
- 市域が広く公共交通機関が限られている本市における、特に通院時の移動手段の確保
- 学校教育や地域における福祉教育の推進

(4) 介護保険サービスの充実に向けた取り組み

利用者が住み慣れた地域で安心して質の高いサービスを受けられるよう、施設機能の充実とともに介護人材の確保が強く求められています。また、介護給付の適正化と介護保険制度適正利用の推進に向けた運用が求められています。

課題

- 人的基盤の確保・サービスの質の向上
- 介護保険料の未納・滞納対策
- 苦情処理体制の充実
- 給付適正化事業の適切な実施に向けた体制づくり

第3章 高齢者福祉・介護保険事業施策の総合的推進

基本目標1) 介護保険サービスの充実・強化

(1) 介護給付の適正化

①要介護認定の適正化

適切かつ公平な要介護認定の確保を図るため、区分変更又は更新申請に係る認定調査の内容について、点検を行います。

【実施計画】

申請された調査票及び主治医意見書全件の点検を行います。

②ケアプランの点検

利用者が真に必要とするサービスを確保するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、事業所に資料提出を求め点検を行います。

【実施計画】

事業所の実地指導に合わせ、点検を行います。

③住宅改修等の点検

不適切又は不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与を防止するため、住宅改修サービス及び福祉用具購入・貸与サービスの利用者に対し訪問調査等を行い、住宅改修の施工状況の点検や福祉用具の必要性、利用状況等の点検を行います。

【実施計画】

申請書類による必要性の確認や必要に応じて現地調査を行い、施工状況や利用状況等の点検を行います。

④縦覧点検・医療情報との突合

請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求を把握するため、国保連合会の介護給付適正化システムで出力される給付実績を活用して、介護報酬の支払状況を点検するほか、医療保険情報との突合及び点検を行います。

【実施計画】

対象データ全件の突合及び点検を行います。

⑤介護給付費通知

利用者が、自ら受けているサービスを改めて確認し、給付の適正に向けた効果を上げるため、利用者に対して介護給付費の通知を行います。

【実施計画】

利用者に対して年2回の通知を行います。

(2) 地域包括支援ネットワークの強化

① 地域の関係機関との連携強化

市及び地域包括支援センターが中心となって、県をはじめとする関係機関や事業者等との連携を図り、各居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談や事業者への情報提供等を行う体系ができてきました。

引き続き、包括的支援事業実施のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどが有機的に連携することができる地域包括支援ネットワークを維持していきます。

② 情報提供・相談・研修

利用者からの苦情対応、利用者・事業者・介護支援専門員からの相談への対応や情報提供に努めます。

また、介護支援専門員を対象とした研修会を継続して行い、ケアプランがより充実するよう支援していきます。

③ 自立支援型地域ケア会議を活かしたケアマネジメントの取り組み

地域において、地域包括支援センター職員、介護支援専門員が適切なケアマネジメントが実施できるように、自立支援型ケア会議を通じてケアマネジメント支援を行います。また、地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催していきます。

(3) 介護人材の確保・育成

① 介護人材の確保（介護職員初任者研修事業）

市内高校生の地元就職支援及び介護職員不足解消を目的として、高等学校の夏季休業期間を利用し、介護職員初任者研修を実施しており、今後も積極的に実施します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	10人	7人	6人	12人	12人	12人
うち修了者数	10人	6人	6人	12人	12人	12人
うち就職者数(介護関連)	8人	4人	4人	12人	12人	12人

(4) 介護保険サービス事業所の配置と整備計画

①既存事業所の配置

市内におけるサービス事業所は、おおむね各地区で確保されており、市内全域にわたりサービスが提供されています。

【サービス区分別の地区別事業所配置状況 箇所数・定員】

区分	鷹巣地区		合川地区		森吉地区		阿仁地区		計	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
訪問介護	6		1		0		2		9	
訪問入浴介護	2		1		-		-		3	
訪問看護	1		2		1		-		4	
訪問リハビリテーション	-		-		-		-		-	
居宅療養管理指導	1		-		1		-		2	
通所介護	6	170	1	30	1	35	-	-	8	235
地域密着型通所介護	3	30	-	-	1	10	2	28	6	68
通所リハビリテーション	1	20	-	-	1	25	-	-	2	45
短期入所生活介護	5 1	92 空床利用	2	50	1	13	1	10	9 1	165 空床利用
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	-	-	-	-	1	空床利用	-	-	1	空床利用
特定施設入居者 生活介護	-	-	1	29	-	-	1	50	2	79
福祉用具貸与	3		-		-		-		3	
特定福祉用具販売	3		-		-		-		3	
居宅介護支援	8		3		2		2		15	
夜間対応型訪問介護	-		-		-		-		-	
認知症対応型 通所介護	2	17	-	-	-	-	-	-	2	17
小規模多機能型 居宅介護(登録人員)	1	29	1	24	-	-	-	-	2	53
認知症対応型 共同生活介護	5	62	2	18	1	18	2	18	10	116
地域密着型特定施設 入居者生活介護	-		-		-		-		-	
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1	20	2	49	-	-	-	-	3	69
介護老人福祉施設	2	173	1	50	1	50	1	50	5	323
介護老人保健施設	1	80	-	-	1	100	-	-	2	180
介護医療院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

②整備計画

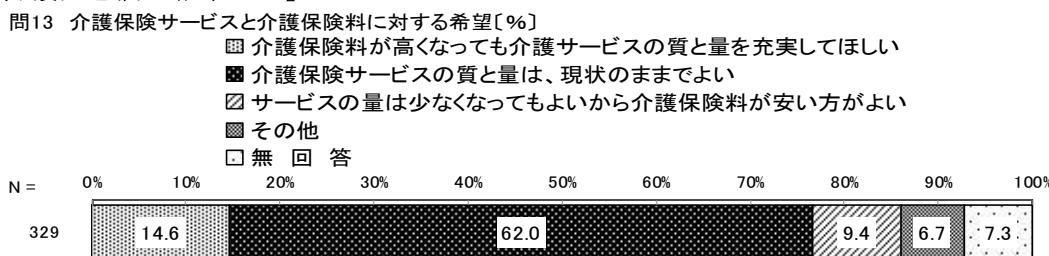
本市の介護保険事業の運営については、平成17年3月の市町村合併以後に策定をした第3期介護保険事業計画より、旧町を1つの日常生活圏域として4圏域を設定しました。（この日常生活圏域の設定については、平成31年4月より3圏域に見直しを図っています。）

これまで「住民意向調査」や「居宅介護支援専門員調査」などの結果に基づいて、不足しているサービスや制度改正によって創設される新サービスのうち、必要最低限のサービスを計画期ごとに状況を見極めて整備を進めてきました。

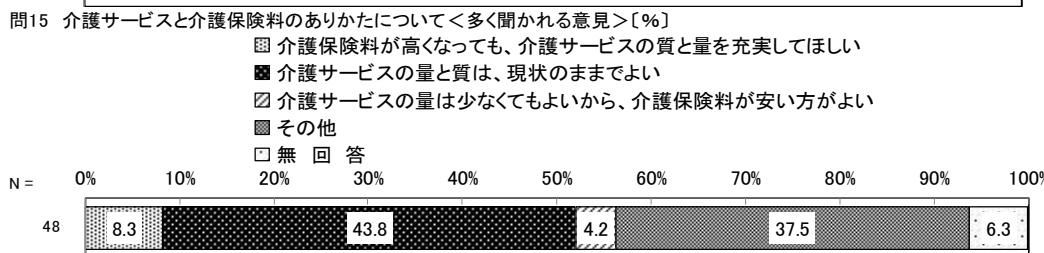
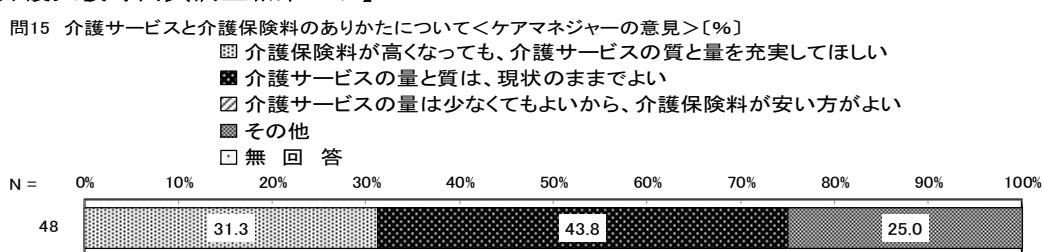
今回の計画策定にあたり実施した「在宅介護実態調査」や「居宅介護支援専門員調査」では、「不足していると思うサービス」の回答結果や、施設申込による待機者が多いという実態はありますが、「介護保険サービスの質と量は現状のままでよい」という回答や、本市の将来を見据えた中長期的な視点と地域の事情を考慮し、第8期介護保険事業計画期間内の整備計画は現状施設を維持し、新たな整備は見込まないものとします。

ただし、計画期間内の介護保険事業の運営状況によっては、整備計画を変更する場合があります。

【在宅介護実態調査結果より】



【居宅介護支援専門員調査結果より】



(5)事業所の指定及び管理・指導

居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所については、市が指定・指導監督しており、今後も適正なサービスが提供されるよう指導等を徹底していきます。また、選定については、これまでにも公募・選考による指定を行っており、今後も参入意向等を把握しながら、適正な指定に努めます。

基本目標2) 地域包括ケアシステムの深化

(1) 地域包括支援センターの機能強化と地域包括支援体制の構築

① 日常生活圏域の設定及び地域包括支援センターの設置

介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるようするため、日常生活圏域を設定し、圏域ごとの地域包括支援センターの設置数を決定するとともに、地域密着型サービスの必要量を見込むこととされています。

北秋田市では、平成31年度から中学校区を基礎単位として、「鷹巣地域」「合川・米内沢地域」「阿仁・前田地域」の3圏域に地域包括支援センターを設置し、民間法人への業務委託によりセンター運営を行っています。

委託先の地域包括支援センターに対しては、毎月の業務実績報告を求め実施状況を確認するほか、定例（月1回）の連絡会の開催による情報交換、対応困難時の支援を隨時行うなど、引き続きセンターの機能強化を図っていきます。また、適切な運営が行われているか年度ごとに業務内容の検査、総括を行うとともに保険者の評価を実施します。



圏域	対象地区	センター名
北部圏域	鷹巣地区全域	北部地域包括支援センター
中部圏域	合川地区全域、米内沢、本城、浦田	中部地域包括支援センター
南部圏域	阿仁地区全域、森吉、根森田、小又、阿仁前田、五味堀、桂瀬	南部地域包括支援センター

②包括的支援体制の構築

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の支援ニーズに対応するために、保健、医療、福祉、第1層協議体、第2層協議体、地域ケア会議を含めて、包括的な支援体制を構築していきます。

(2)包括的支援事業の実施

①介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターで行う予防給付に関するケアマネジメントと介護予防ケアマネジメント、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うケアマネジメント相互の連携を図っていきます。

自立保持のための介護予防プランの作成や評価、介護予防給付に関するケアマネジメントを地域包括支援センターが実施します。地域包括支援センターで行う予防給付に関するケアマネジメントと介護予防ケアマネジメント、介護支援専門員が行うケアマネジメント相互の連携を図っていきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※延べ件数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護予防サービス	1,446件	1,409件	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件
通所介護予防サービス	1,740件	1,615件	1,700件	1,700件	1,700件	1,700件

②総合相談支援事業・権利擁護事業

平成31年4月から3圏域に地域包括支援センターを設置したことにより、相談者の身近な場所に相談窓口ができたことで、相談件数は増加しています。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、適切な医療・保健、福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。また、高齢者が地域において尊厳のある生活を安心して送ることができるよう権利擁護のための支援を行います。

【実施状況及び実施計画(見込値)】※延べ件数

	実施状況			実施計画(見込値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談	1,469件	1,611件	1,800件	1,800件	1,800件	1,800件
虐待	71件	45件	60件	-	-	-
成年後見	45件	19件	35件	-	-	-

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備と地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）支援を行うことを目的として関係機関との連携体制構築支援、介護支援専門員同士のネットワーク構築、介護支援専門員の資質向上支援のための研修会を開催します。また、在宅・施設を通じた地域における継続的なケアを実施するため、関係機関との連絡体制の構築や地域の介護支援専門員との連携を支援します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※延べ件数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	489件	396件	450件	450件	470件	500件

地域の介護支援専門員が地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域を把握して連携・協力体制がとれるよう整備していきます。

地域における介護支援専門員のネットワークの活用を図りながら、日常的な個別支援・相談、支援困難事例への助言につながる研修の場や連絡調整の機会を提供します。

④地域ケア会議の充実

地域での尊厳あるその人らしい生活の継続のために地域で必要な基盤整備の検討を行います。個別ケア会議、自立支援型ケア会議の積み重ねから地域の現状や課題把握のための地域診断につなげるとともに、地域住民や専門機関、各種団体や生活支援コーディネーター、協議体、認知症地域支援推進員などとの連携を基礎としたネットワークの強化を進め、政策形成や資源開発を目的とした地域ケア推進会議の有機的な展開を図っていきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別ケア会議開催回数	7回	15回	20回	7回	15回	20回

「今後の方針・取り組み」

- ・地域包括支援センターでは個別ケア会議を実施。
- ・自立支援型ケア会議では、日常生活行為における課題等の明確化による本人支援、ケアマネジメント向上支援を図ります。
- ・上記会議から把握した地域課題に対して、資源開発が必要な場合は推進会議において検討、施策形成に努めるなど、有機的な展開を図っていきます。

⑤高齢者福祉事業運営委員会による評価

地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑、かつ、適正な運営を図るため、北秋田市高齢者福祉事業運営委員会の意見を取り入れ、よりよい運営体制づくりを目指します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会開催回数	3回	3回	4回	3回	3回	3回

(3)在宅医療・介護連携の推進

後期高齢者は、疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高いなどの特徴を有しており、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。

こうした高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等、様々な局面で包括的かつ継続的な在宅医療と介護を提供するため、医療介護連携が重要となっています。

医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制の構築に向けた各種取り組みを推進します。

また、地域の在宅医療を担う医師の確保のため、医師の新規開業や後継者育成、既存の医療提供の継続に向けた支援を行うなど、在宅医療・介護の基盤づくりを推進します。

(4)認知症支援施策の推進

今後さらなる高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれますが、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」の取り組みを進めています。

認知症の正しい知識の普及と理解を図るとともに、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを確立し、早期からの適切な診断や対応に基づく認知症高齢者本人やその家族への支援が包括的・継続的に提供されるシステムを構築していきます。

また、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まるとともに、その需要も増加することが見込まれることから、その支援体制の構築を図るなど、さらなる施策の充実を図ります。増加している徘徊高齢者についても、安全に家族の元に帰ることのできる対策を早期に行うことにより、支援していきます。

①認知症に関する知識の普及と見守り体制の構築

地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成するほか、認知症カフェを開催するなど、広く市民に認知症に関する知識を普及・啓発するとともに、支援の輪の拡大に向けた取り組みを推進します。

②認知症サポーター養成講座

認知症高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、認知症についての正しい知識と理解を広く普及・啓発します。認知症サポーターは地域を見守り、認知症の人とその家族を支えます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	18回	13回	20回	10回	15回	20回
参加者数	507人	307人	520人	200人	300人	400人

サポーター養成講座を受講し、認知症に関する正しい知識と理解のある地域や職場には、認知症サポーターステッカーを配付し、さらなる普及・啓発を図ります。(希望事業者)

認知症サポーターがさらにステップアップ講座を受講し、チームオレンジの一員となって本人、家族のニーズに合わせた支援をする仕組みづくりを進めます。

③認知症ケアパスの普及

認知症に関する基本的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法が明確に伝わるように、認知症ケアパスを見直し、作成を行います。

④認知症カフェの推進

認知症の方や家族、地域住民、専門職が集い、認知症の方を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担の軽減などを図る認知症カフェを推進します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	48回	65回	50回	60回	60回	60回
参加者数	614人	754人	640人	600人	620人	640人

本人の視点に立った認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発、本人発信支援を行います。

認知症の人、家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

⑤若年性認知症施策の実施

認知症地域支援推進員、地域包括支援センターが本人や家族からの相談に応じます。また、対象者の社会参加活動を推進するための体制整備を行います。

(5)認知症早期診断・早期対応の支援

認知症地域支援推進員の取り組みを充実し、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期診断、早期対応に取り組みます。

① 認知症地域支援推進員

認知症高齢者やその家族からの相談支援、認知症対応力向上の推進、認知症ケアに携わる機関等と連携を図ります。

【配置状況及び配置計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢福祉係	-	2人	1人	2人	2人	2人
地域包括支援センター	5人	3人	3人	3人	3人	3人

「今後の方針・取り組み」

認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」を持った生活が送られるよう社会参加活動のための体制整備を行います。

官民協働による認知症高齢者の支援体制を構築します。

② 認知症初期集中支援チームの設置

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で暮らしが継続できるように、認知症の人やその家族に関わる認知症の専門医や医療介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームが早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

また認知症初期集中支援チーム検討委員会が、認知症初期集中支援チームの業務評価を実施することで、よりよい支援体制の構築を図ります。

(6)生活支援体制整備の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、多様な地域資源を活用しながら、支え合いを基盤とした生活支援サービスの充実を図るとともに、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりの推進を図ります。

①生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域資源やニーズ、不足するサービスの把握、関係者間のネットワークの構築など、多様なサービス提供主体等と連携しながら推進に努めます。

②協議体の設置

市全域の課題を担う第1層協議体と、日常生活圏域での課題を担う第2層協議体を設置し、地域のニーズや既存の地域資源、情報の把握など、定期的な情報共有を行い、連携及び協働による担い手育成やサービスの創出の推進を図ります。

「今後の方針・取り組み」

今後も地域ニーズや課題の把握に努め、支え合いの生活課題の抽出により、新たな生活支援等サービスの創出に向けた検討を行います。

(7) 権利擁護支援の推進

①成年後見制度の利用促進

認知症等により判断能力が十分ではなく、自ら権利主張や権利行使をすることのできない状況にある高齢者の権利・利益の保護のため、「後見・保佐・補助」の申し立てに必要な費用と成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）への報酬の一部助成を行い、成年後見制度の利用を支援します。また、身寄りのない人や親族の協力が得られない人などについても、本制度を適切に利用できるよう、市長が支援を行う申立て制度（成年後見制度利用支援事業）の活用に努めます。あわせて、判断能力が一定程度あるが十分ではない高齢者の福祉サービス等の手続きや日常の金銭管理などを行う日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）の利用についても、社会福祉協議会などの各関係機関と連携し、周知及び活用促進に努めています。

②高齢者虐待の防止・啓発

高齢者虐待の防止とその対応、また虐待者となりうる養護者への支援について、「北秋田市高齢者虐待対応マニュアル」に添って、地域包括支援センター、関係課・関係機関等との連携によりすみやかに対応するとともに、市民への広報・啓発をすすめます。

③高齢者の人権を尊重するまちづくりの推進

高齢者や心身に障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするために、ノーマライゼーションの理念に基づき、物理的・心理的・制度的な障がいや障壁のないユニバーサルデザインによる社会を目指していくことはなりません。そのため、誰もが利用できる施設整備の促進に加えて、関係機関との連携により「こころのバリアフリー」の普及・啓発に努め、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。

基本目標3) 介護予防と持続的な心身の健康づくりの推進

(1) 健康づくりの支援と各種サービスの推進

① 疾病予防、健康管理事業

1) 健康手帳の交付

主に健康診査会場で健康手帳を交付しており、各種健診や健康相談と普段の健康状態の記録として活用しています。新規、更新者に対し発行していることから、今後も継続して交付していきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康手帳交付数	540件	534件	540件	550件	560件	570件

2) 健康教育

市広報、市ホームページ等で、特定健診、一般健診、骨粗鬆症・歯周疾患検診等の受診者の事後指導、7520よい歯の認定、その他市民対象の健康教育を周知して実施しています。市民ウォーク等も市広報、市ホームページで周知を図っています。

参加者の固定化傾向がみられるため、広く周知し新規参加者増に向けて取り組んでいきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	611回	558回	510回	515回	520回	530回
延べ参加者数	7,737人	7,444人	6,700人	6,800人	6,900人	7,000人

3) 健康相談

各地区での運動教室や各種教室とあわせて健康相談を実施しています。各地区巡回相談では、閉じこもりがちな冬の時期にあわせているため、参加者同士の交流の場になっています。気軽に相談できる場として定着しており、今後も継続していきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	201回	161回	135回	140回	150回	160回
延べ参加者数	1,904人	1,872人	1,500人	1,600人	1,700人	1,800人

②各種健診

1) 特定健康診査・後期高齢者健康診査・一般健康診査等

40歳以上の市民を対象に集団・個別・市民ドックの方法による健診、40～74歳の国保加入者に特定健診、後期高齢者医療制度加入者に後期高齢者健診を実施しています。骨粗鬆症検診は40～70歳の節目検診時と偶数年齢の女性に実施し、歯周疾患検診は40～70歳の節目検診時に実施しています。また、20～39歳までの健診を受ける機会のない方を対象にさわやか健診を実施しているほか、40歳以上を対象にした市民ドックを実施しています。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※受診者数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健診	1,811人	1,725人	1,600人	1,700人	1,750人	1,800人
後期高齢者健診	1,202人	1,140人	1,000人	1,150人	1,200人	1,250人
一般健診	8人	9人	13人	15人	20人	25人
さわやか健診	47人	54人	53人	60人	65人	70人
肝炎ウイルス検診	18人	18人	7人	20人	25人	30人
骨粗鬆症検診	326人	293人	225人	310人	320人	330人
歯周疾患検診	22人	12人	15人	20人	30人	40人

「今後の方向・取り組み」

生活習慣病予防を目指す特定健診ですが、受診率は低迷しています。特に若年層の受診率が低いため、今後は、若年世代への生活習慣病予防の意識付けと、受診行動へのきっかけづくりなど、受診しやすい体制づくりに努めていきます。また、早くから歯の健康に関心を持ち、定期的に歯周疾患検診を受診するよう周知を図っていきます。

2) がん検診

肺がん等検診、胃がん検診、大腸がん検診は40歳以上を対象に、前立腺がん検診は50歳以上の男性に、集団・市民ドックの方法で実施しています。

子宮頸がん、婦人科超音波検診は20～39歳までは年に1回、40歳以上は偶数年齢の女性を対象に実施しています。乳がん検診は40歳以上の偶数年齢の女性を対象に実施しており、子宮がん・乳がん検診は集団・個別・市民ドックの3つの方法で実施しています。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※受診者数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
胃がん検診	1,601人	1,546人	1,600人	1,550人	1,570人	1,600人
大腸がん検診	2,943人	2,840人	2,900人	2,900人	2,950人	3,000人
肺がん等検診	2,830人	2,748人	2,800人	2,800人	2,850人	2,900人
子宮頸がん・婦人科 超音波検診	565人	538人	550人	560人	580人	600人
乳がん検診	495人	446人	450人	460人	480人	500人
前立腺がん検診	1,043人	1,031人	1,060人	1,040人	1,050人	1,060人

「今後の方針・取り組み」

罹患率が上昇する年齢層の自己負担相当分の費用の軽減と「コール・リコール」による個別受診勧奨を行うことによりがん検診の受診を促進し、がんの早期発見・早期治療につなげるとともに、がん検診受診後の要精密検査対象者の受診率向上に取り組みがん死亡率の減少を図ります。

③保健指導

1) 訪問指導

健康増進法において40歳以上の市民を対象に、訪問による相談や指導を行っています。健康支援の観点で、疾病予防・健康管理が主な目的です。

今後も引き続き、健診や健康相談等と連動して必要に応じ実施していきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
訪問指導日数	101日	213日	220日	230日	240日	250日
訪問指導人数	140人	263人	270人	280人	290人	300人

2) 特定保健指導

メタボリックシンドロームに着眼した健診・指導を導入しています。特定保健指導対象者に対して、自らの生活習慣を見直して健康管理ができるように啓発します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※支援対象者数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
積極的支援	14人	15人	20人	20人	20人	20人
動機付け支援	79人	63人	70人	70人	70人	70人

④感染症予防

65歳以上の高齢者等(60歳以上の高リスク者を含む)を対象にした予防接種として、肺炎球菌ワクチン接種料の一部費用を補助する制度を平成15年から全国に先駆け実施してきました。今後も定期接種に加え、定期接種の対象とならない方及び1回目の接種から5年以上経過し、医師が2回目以降の接種を認めた方への任意接種についても助成を行い(市内医療機関で接種する場合のみ)肺炎予防に取り組んでいきます。

また、インフルエンザワクチンについても、65歳以上高齢者等(60歳以上の高リスク者含む)が県内医療機関で接種する場合、接種料の補助を実施しており、予防接種を奨励しています。今後新型コロナウイルス感染症予防についてもワクチン接種、検査体制の整備をすすめ感染予防に取り組んでいきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※被接種者数、受診者数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
肺炎球菌ワクチン	680人	630人	700人	700人	700人	700人
インフルエンザワクチン	6,971人	7,102人	11,000人	8,000人	8,000人	8,000人
結核検診	2,830人	2,748人	2,800人	2,800人	2,850人	2,900人

(2)健康づくりを支援するサービスの推進

①保健センター事業の充実

保健センターでは、今後も地域・各種団体・関係機関との連携を図り、保健センター運営委員会等で、健康づくりを支援していく事業展開について検討し実施していきます。

【運営状況及び運営計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委員数	15人	15人	15人	15人	15人	15人
会議回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回

②心の健康づくり、自殺対策

秋田県は自殺による死亡率が高く、全県をあげて対策に取り組んでいます。現在は、心の健康づくり講演会や心の交流サロンを開催し普及・啓発を図るとともに、臨床心理士による個別相談、保健師の個別訪問（ホッと・あい訪問）を実施しています。また、心のふれあい相談員の養成を行うとともにネットワーク会議の開催などにより市民の健康づくりを支えるため関係機関と連携して支援できる体制づくりを行っています。

心の健康づくり巡回相談「ホッと・あい訪問」を継続し、全市の高齢者の心の健康状態を確認して集いの場づくりを行っていきます。また、若年層のひきこもり対策、自殺未遂者対策への取り組みが今後の課題です。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※延べ参加者数

		実施状況			実施計画(目標値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対面相談	心の個別相談	8人	12人	12人	12人	12人	12人
	ホッと・あい訪問	225人	216人	300人	360人	360人	360人
心のふれあい相談員養成		11人	7人	10人	10人	10人	10人
普及啓発	心の絆号	43人	43人	30人	30人	30人	30人
	心の交流サロン	224人	120人	160人	120人	120人	120人
	心の健康づくり講演会	85人	400人	200人	200人	200人	200人

③市民の自主的な健康づくり活動の支援

食生活改善推進員の活動は市民の健康長寿を目指すものであり、うす味嗜好の普及、メタボリックシンドローム等に由来する生活習慣病予防のための食育活動、高齢期における望ましい食事と栄養改善につなげる支援をしています。また、元気高齢者を目指しての介護予防運動教室が各地区で開催されており、介護予防ボランティアと健康づくり実践グループには、地域の健康づくりのリーダーとして自主的な活動が定着するように支援しています。

地区サロンのリーダーや健康づくりボランティア等を対象に、継続して活動を支援していきます。また、食生活改善推進協議会・結核予防婦人会等の活動支援も継続して行っています。引き続き健康づくりへの意識、知識を深めるため健康長寿推進員養成講座（令和元年度～令和3年度）を実施し、育成に努めます。

【配置状況及び配置計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
食生活改善推進員	95人	88人	86人	90人	90人	90人
結核予防婦人会員	1,919人	1,789人	1,707人	1,700人	1,700人	1,700人
健康長寿推進員	-	13人	11人	20人	-	-

④「第2期けんこう北秋田21計画」に基づく市民の健康づくり活動の推進

「第2期けんこう北秋田21計画（2017年度～2026年度）」に基づき、健康づくり事業を展開しています。また、肺炎による死亡率を減少させるための健康教育と予防接種勧奨、75歳以上で自分の歯を20本以上保つ「7520運動」の推進と定着を図っています。ロコモティブシンドロームの予防に向けて各地区において運動教室を行っていきます。

高齢期においては健康寿命の延伸に向けて、積極的に地域・社会との交流を図り、心身の健康づくりに努め、疾病予防・介護予防に取り組むことができるよう事業展開を図っていきます。

⑤感染症対策

介護サービスの利用者は、65歳以上の高齢者及び40歳以上で特定疾患のあるいずれも感染症の重症化リスクの高い方であることから、介護施設や事業所に対しては感染対策ガイドライン等国からの最新情報をいち早く提供し、施設運営や事業実施での感染対策を図っていきます。また、感染症発生時においても感染拡大防止を図るための知識習得、体制整備の支援を図っていきます。

一般高齢者に対しては、広報掲載、防災ラジオ、ホームページ、チラシ等の配布による新しい生活様式等予防対策の周知を図っていきます。

(3)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①介護予防・日常生活支援総合事業

住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活が続けられるよう、平成29年4月より、地域支援事業にて介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しています。この総合事業は、要支援者等に必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、一般高齢者を含めた全ての高齢者に対して住民運営の通いの場の充実等を行う「一般介護予防事業」で構成されています。

②介護予防・生活支援サービス事業

自立支援を目的として、ご本人の心身状況、置かれている環境等に合わせ、ご本人の選択に基づき必要な支援が適切に行われるよう、地域包括支援センターが実施します。

1) 訪問介護相当サービス

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス見込量	1,446件	1,409件	1,500件	1,500件	1,500件	1,500件

2) 短期集中予防サービス（訪問型C）

理学療法士等が自宅を訪問し、生活機能の向上を目的として短期集中的に行うサービスです。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期集中予防サービス見込量	10人	-	-	10人	10人	10人

3) 通所介護相当サービス

デイサービスセンターなどに通い、日常生活動作訓練、入浴、食事などを提供するサービスです。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護相当サービス見込量	1,740件	1,615件	1,700件	1,700件	1,700件	1,700件

③一般介護予防事業

1) 介護予防普及啓発事業

健康増進事業を含めた介護予防事業として、65歳以上の方を対象に、介護予防に関する基本的な知識を広く普及し、実践につなげることが重要であることを啓発するため事業を実施しています。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を目指し、地域に出向いて各種教室を開催してロコモティブシンдро́м・サルコペニアの予防、フレイル予防を含めた運動機能・口腔機能・栄養機能・認知症についての介護予防の普及・啓発に努めています。

介護予防普及啓発事業を、高齢者全てを対象に年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく実施していきます。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を進め、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう努めます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※上段延べ人数、下段実人数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
パワーリハビリ教室	2,241 人 (111 人)	2,084 人 (108 人)	1,770 人 (90 人)	1,350 人 (90 人)	1,350 人 (90 人)	1,350 人 (90 人)
のびのび運動教室	1,990 人 (245 人)	1,748 人 (258 人)	1,480 人 (278 人)	2,800 人 (280 人)	2,800 人 (280 人)	2,800 人 (280 人)
自治会主催運動教室・サロン	287 人 (107 人)	386 人 (98 人)	699 人 (620 人)	700 人 (700 人)	700 人 (700 人)	700 人 (700 人)
はつらつ栄養教室	152 人 (25 人)	129 人 (29 人)	72 人 (23 人)	150 人 (30 人)	150 人 (30 人)	150 人 (30 人)
まめまめ運動教室	1,124 人 -	1,142 人 -	808 人 (49 人)	1,500 人 (80 人)	1,500 人 (80 人)	1,500 人 (80 人)
あにまめ運動教室	261 人 -	198 人 -	- -	- -	- -	- -
出前介護予防講座	614 人 -	692 人 -	600 人 -	600 人 -	600 人 -	600 人 -

2) 地域リハビリテーション活動支援事業

「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

④任意事業の推進

1) 家族介護支援事業

要介護高齢者等を現に介護している家族に対して、健康相談、介護相談等を実施します。また、普段の介護から離れて気分転換を促すための介護者相互の交流会等を開催し、介護者相互の情報の共有が図られるように支援します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
交流会開催回数	15 回	27 回	20 回	20 回	20 回	20 回
交流会延べ参加者数	101 人	81 人	60 人	60 人	80 人	100 人

2) 認知症高齢者見守り事業

徘徊高齢者が増加していることから、早期に、安全に家族の元へ帰れるための仕組みの構築・運用、関係機関との情報共有を図ります。

3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立て、申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成を行います。今後認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれることから、制度の相談や利用に対応できる体制づくりを行います。

判断能力が不十分な高齢者の財産等の権利を擁護するため、支援が必要な人が円滑に利用できる環境整備計画の策定と地域連携ネットワークの中核的役割を担う機能の整備を行います。

【実施状況及び実施計画(見込値)】

	実施状況			実施計画(見込値)		
	平成30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
相談延べ件数	45件	64件	55件	55件	55件	55件
申立件数	1件	0件	0件	—	—	—

4) 認知症グループホームの家賃等助成事業

認知症グループホームの費用負担が困難な低所得者に対して、利用者負担の軽減を行っている認知症グループホームを対象に、利用者1人あたり5,000円～25,000円の助成を行います。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
助成件数	192件	169件	178件	228件	228件	228件
助成額	1,800,000 円	1,615,680 円	1,815,000 円	2,460,000 円	2,460,000 円	2,460,000 円

(4) 自立した生活を支える福祉サービスの推進

①自立を支援するサービス

1) 高齢者障がい者等外出支援サービス（外出支援サービス）

おおむね 65 歳以上の高齢者や障がい者（児）等で、公共交通機関の利用が困難で車いす、ストレッチャー対応が必要な方の通院、社会参加等に対し、移動手段の提供を行い、在宅生活の支援の向上を図ります。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

		実施状況			実施計画(目標値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者障がい者等外出支援サービス	利用人数	170人	125人	82人	90人	90人	90人
	利用回数	2,199回	1,635回	1,560回	1,650回	1,650回	1,650回

2) 生活管理指導員派遣

おおむね 60 歳以上の要介護認定をうけていない方等で、社会適応が困難なため、基本的生活習慣等の習得に支援が必要な方に対して、生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し、自立生活の助長を図ります。週 1 回 1 時間を原則とします。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

		実施状況			実施計画(目標値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活管理指導員派遣	利用人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	利用回数	0回	0回	0回	4回	4回	4回

3) 生活管理指導短期宿泊

おおむね 60 歳以上の要介護認定をうけていない方等で、基本的生活習慣等の支援が必要な方、もしくは身体上の障がいにより日常生活に著しく支障がある方に、養護老人ホームや特別養護老人ホーム等に短期間宿泊し、基本的生活習慣等習得の指導を行うとともに体調の調整を図ります。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

		実施状況			実施計画(目標値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活管理指導短期宿泊	利用人数	3人	1人	0人	1人	1人	1人
	利用日数	23日間	12日間	0日間	7日間	7日間	7日間

②ひとり暮らし等を支援するサービス

1) 食の自立支援

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし又は、高齢者のみの世帯、もしくはこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに障がい者で、老衰、心身の障がい、傷病等の理由により自力では調理が困難な方に食事を提供します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
実人数	221 人	233 人	245 人	245 人	245 人	245 人
配食数	35,577 食	38,556 食	41,535 食	41,535 食	41,535 食	41,535 食

2) あんしん電話（緊急通報システム）

おおむね 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯、もしくは障がい者手帳の 1 級、2 級の交付を受けている方等の世帯に、緊急通報装置をお貸しします。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
設置台数	318 台	329 台	323 台	330 台	330 台	330 台

3) 福祉の雪事業

住民税非課税で、65 歳以上ののみの世帯又は 65 歳以上の方と障がい者や児童(中学生まで) のみの世帯、及びひとり親で子どもが中学生までの世帯で、かつ雪寄せが困難な世帯を対象に、シルバー人材センターや市登録事業者、自治会等が担い手となり、間口の雪寄せと屋根の雪下ろし及び除排雪を行います。

冬期間の生活を支援する本事業は、今後ますます重要となっていくものと考えられることから、自治会登録や個人登録の呼びかけを強化し、担い手の確保に努めます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
登録人数	831 人	773 人	711 人	750 人	750 人	750 人
利用回数	7,763 回	3,404 回	7,000 回	7,000 回	7,000 回	7,000 回

(5) 介護する家族を支援するサービスの推進

① 家族介護慰労金支給

要介護4又は要介護5の介護認定を受けている在宅の方、又は同等の状態と認められる方、高度の認知症で要介護3の介護認定を受けている方を月15日以上在宅で介護している同居家族を対象に慰労金を支給します。要件：介護サービス（①訪問入浴②訪問リハビリ③居宅療養管理指導④訪問看護⑤福祉用具貸与⑥特定福祉用具購入⑦住宅改修を除く）や障害福祉サービスの自立支援給付を受けていない月が対象です。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	34人	21人	13人	12人	12人	12人
支給月数	286月	159月	135月	125月	125月	125月

② 家族介護用品支給

要介護4又は要介護5の介護認定を受けている在宅の65歳以上の高齢者で、市民税非課税世帯に属している介護保険料の未納のない方を対象に、紙おむつ等の介護用品を支給します。支給限度額は75,000円です。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	46人	41人	23人	20人	20人	20人
支給月数	330月	297月	214月	200月	200月	200月

(6) 介護保険以外の施設サービスの推進

① 高齢者生活支援ハウス

おおむね60歳以上の在宅で生活をすることが困難又は不安のある方で、認知症が認められず自分のことができる状態の方を対象に、安心して生活を送ることができるよう居住機能及び交流機能を提供します。森吉生活支援ハウスとサポートハウスたかのすの2施設があり、今後も継続して運営し、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※上段定員、下段利用者数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用定員と利用者数(2施設計)	40人 37人	40人 40人	40人 40人	40人 40人	40人 40人	40人 40人

②北秋田市合川高齢者生活支援施設

65歳以上で認知症が認められず、自分のことがある程度できる方に、生活支援を行うために住居機能を提供します。

今後も継続して運営し、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※上段定員、下段利用者数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合川高齢者生活支援施設	10人 8人	10人 10人	10人 10人	10人 10人	10人 10人	10人 10人

③北秋田市阿仁養護老人ホームもろび苑

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方に対し、医師や老人福祉施設長などで構成される北秋田市老人ホーム入所判定委員会の意見を聞き、入所措置を行う老人福祉法第20条の4に定義された老人福祉施設です。

今後も継続して運営し、高齢者が安心して生活を送れるよう支援します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※上段定員、下段利用者数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
もろび苑	定員50人 利用者47人 (うち他市町 8人)	定員50人 利用者50人 (うち他市町 8人)	定員50人 利用者50人 (うち他市町 8人)	定員50人 利用者50人 (うち他市町 8人)	定員50人 利用者50人 (うち他市町 8人)	定員50人 利用者50人 (うち他市町 8人)

④軽費老人ホーム（A型）大野台エコーハイツ

県内に6か月以上在住するおおむね60歳以上の身寄りがない方、又は家庭環境、住宅事情等で家族と同居できない方で、原則として自立した方が利用できる、老人福祉法第20条の6に定義された老人福祉施設です。

施設の老朽化が課題となっています。

【実施状況及び実施計画(目標値)】※上段定員、下段利用者数

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大野台エコーハイツ	50人 43人	50人 39人	50人 36人	50人 40人	50人 43人	50人 45人

(7) その他の高齢者支援サービスの推進

① 救急医療情報キットの配布

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいをお持ちの方、健康に不安を抱えている方に、救急や緊急時に迅速に支援が行えるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報が記載されたシートを専用容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、万一の場合に備えるための救急医療情報キットを無料で配布しています。

② 高齢者住宅整備資金貸付事業

60歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の居室等の整備に、1人150万円まで貸付を行います。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者	0人	0人	0人	1人	1人	1人

基本目標4) 高齢者の生きがいづくりと活動の場づくり

(1)高齢者の生きがいづくりの促進

①生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が、心豊かな生きがいのある人生を送るために、生涯にわたって学習・スポーツ・レクリエーションに親しむことは重要であり、介護予防の観点からもその効果が期待されます。何かに関心を持って様々な活動に参加している高齢者は、活動的で元気であり、その活動の場を広げて地域の活力にもなっていることから、今後も、学習活動等に多くの高齢者が参加し、意欲的な活動ができるよう支援し、その成果や元気が地域に広げられるよう取り組みます。

②北秋田地域シルバー人材センター活動の支援

高齢者がこれまでの経験と意欲・能力を仕事で発揮する場のひとつとして、『一般社団法人北秋田地域シルバー人材センター』が設置されています。働く意欲のある高齢者の就業拡大、会員の増員、受注種類の拡大など、シルバー人材センター事業について情報提供や活動の支援に努めます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター会員数	325人	309人	328人	384人	389人	394人

③老人クラブなどの育成・補助

高齢者の生きがいと健康づくり、社会奉仕、地域世代間交流活動を行っている単位老人クラブと市老人クラブ連合会に、活動費の補助をして支援しています。

今後の課題として、独居や高齢者世帯への「見守り活動」を行う友愛訪問活動クラブ数を増やし、介護予防を地域で進める担い手の育成や、高齢者が互いに支え合う地域づくりを働きかけます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	79	79	79	79	79	79
加入者数	3,166人	3,079人	2,978人	3,000人	3,000人	3,000人
60歳以上人口	16,274人	16,134人	16,107人	16,107人	16,107人	16,107人
加入率	19.45%	19.08%	18.48%	18.62%	18.62%	18.62%

④「はつらつ高齢者輝きアクションプログラム」の推進

高齢者の社会参加を促進するための県民運動「日本一高齢者が元気な秋田」を目指す「はつらつ高齢者輝きアクションプログラム 2014」に基づき、関係機関と連携して、地域と協働で取り組み、社会活動に参加する高齢者を増やしていくします。

⑤その他行事・地域での活動の推進

1) 北秋田市敬老式

高齢者の長寿を祝い敬意を表すことを目的として、今後も 75 歳以上の方々を参加対象とする敬老式の開催を予定しますが、感染症流行の状況に応じて実施内容を見直ししていきます。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
対象者	8,241 人	8,180 人	7,985 人	8,323 人	9,026 人	9,679 人
参加者	2,374 人	2,212 人	開催せず	2,497 人	2,708 人	2,904 人
参加率	28.81%	27.04%	-	30.00%	30.00%	30.0%

2) 百歳祝い金等贈呈

市内に 10 年以上お住まいで 100 歳になられた方に、市から祝い金等を贈呈して長寿をお祝いします。「長寿祝い」が高齢者にとって励みとなるよう、今後も健康で住みよいまちづくり事業のひとつとして実施します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成 30 年度	令和元 年度	令和2年 度(見込)	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
女性贈呈者数	6 人	7 人	5 人	5 人	5 人	5 人
男性贈呈者数	3 人	2 人	3 人	3 人	3 人	3 人
計	9 人	9 人	8 人	8 人	8 人	8 人

(2) 多様な交流活動・地域活動の推進

① 支えあい活動の拡充

高齢者が、市社会福祉協議会や地域団体と連携し、元気な高齢者が見守りの必要な高齢者を支える取り組み、地域の子どもたちの見守りや子育て支援、地域の安全活動など、従来からの活発な活動を支えながら、さらなる地域でのボランティア活動を推進します。

② 交流機会の拡充

少子高齢化が進むなか、高齢者が子や孫世代に自分の体験を伝えたり、ともに過ごすことは、高齢者だけでなくほかの世代にも大切なことです。高齢者と他の世代が交流し、ともに活動できる場を様々な場面で拡充できるように努めます。今後は、保育所や小学校での世代間交流事業のほか、地域での自主活動を支援するとともに、高齢者が気軽に集まることのできる場の拡充を推進します。

基本目標5）高齢者をやさしくつつむ環境づくり

(1) 高齢者など人にやさしいまちづくりの推進

① 安心して暮らせる生活環境の向上

高齢者や障がい者の活動に配慮した公共施設や道路等の整備を、県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき、必要性・緊急性を踏まえて促進します。

② 高齢者住宅整備資金貸付事業(再掲)

60歳以上の高齢者と同居する世帯で、高齢者の居住環境を改善するため、専用居室等を増改築又は改造するために必要な経費の貸付を行うことにより、高齢者と家族間の好ましい家族関係の維持に寄与することを目的として実施します。

【実施状況及び実施計画(目標値)】

	実施状況			実施計画(目標値)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸付件数	0件	0件	0件	1件	1件	1件

③ 多様な住まいの確保に関する支援

公営住宅のバリアフリー化等により、高齢者の在宅生活における転倒予防や日常生活動作のしやすさを支援します。

(2) 災害・防犯対策の充実

① 防災対策及び避難行動要配慮者対策の推進

災害時における高齢者等の支援を適切かつ円滑に実施するための「災害時要配慮者避難支援プラン」に基づく登録台帳・個別計画の整備及び管理を行い、災害時に適切な対応ができるよう避難訓練等を実施して防災意識の高揚に努めます。

浸水想定・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設が策定する「要配慮者利用施設避難確保計画」により、市と施設の共通認識の下、円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう努めます。

② 福祉避難所の指定と運用

施設管理者と連携し、当該施設が福祉避難所として機能するために必要な支援を行います。

国の最新情報や市が策定した「避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」等により避難所運営が適切かつ円滑に行われるよう努めます。

③ 地域安全活動

交通安全、防犯、防災対策は、地域の協力なくしては難しく、地域のつながりや日常的な見守り活動が、自らの生活を守ることと再認識されるようになりました。高齢者世帯やひとり暮らし世帯が増加するなか、民生委員・児童委員等地域との連携を図りながら、見守り活動が効果的に展開できるように取り組みます。

(3) 地域共生社会を目指した住民参加の地域活動の支援

① 社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動の拠点である北秋田市社会福祉協議会は、相談事業をはじめ、小地域ネットワーク活動など多様な活動・事業を展開しています。身近な小地域での支えあいや各種活動がますます重要となっており、今後も広く住民の理解と参加促進に取り組み、小地域ネットワークの形成を支援します。

② 民生委員等との連携による地域保健福祉推進の体制づくり

地域の民生委員等と連携・協力し、住民同士がお互いに助け合い支え合いながら地域の保健福祉を推進する地域づくりを目指します。

③ ボランティア活動の活性化

福祉の心を育て、実践するボランティアの育成が特に重要です。今後も、小中学生のボランティア活動をはじめ、ネットワーク推進活動等の支えあい活動の育成に努めます。あわせて、高齢者などを知り、温かい心で人と接することができるよう、ボランティア活動や福祉教育の推進活動を支援します。

第4章 介護保険サービスの見込み

1. 計画期間の人口フレームと要支援・要介護認定者の推計

平成30年及び令和元年の9月末現在の男女別・年齢別の人口の変化率を用い、
コーホート変化率法により計画期間の人口を推計しました。

総人口は、令和3年は30,319人、令和5年は28,996人と微減することが見込まれます。総人口に占める64歳以下の割合は低下し、高齢化率の上昇が見込まれ、令和5年の高齢化率は45.6%と推計されます。高齢者人口は令和3年が13,509人、令和5年は13,224人で、高齢化率は前期高齢者で低下し、後期高齢者で増加することが見込まれます。

そして、団塊世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）は、総人口が27,697人、高齢者人口は12,964人と推計（P.14参照）されます。

【計画期間の推計人口】

(人)

	実績			推計		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	32,342	31,605	31,023	30,319	29,655	28,996
0～39歳	8,203	7,828	7,567	7,295	7,022	6,759
構成比	25.4%	24.8%	24.4%	24.1%	23.7%	23.3%
40～64歳	10,378	10,079	9,804	9,515	9,251	9,013
構成比	32.1%	31.9%	31.6%	31.4%	31.2%	31.1%
65歳以上	13,761	13,698	13,652	13,509	13,382	13,224
高齢化率	42.5%	43.3%	44.0%	44.6%	45.1%	45.6%
65～74歳	5,915	5,893	5,959	6,017	5,817	5,579
構成比	18.3%	18.6%	19.2%	19.8%	19.6%	19.2%
75歳以上	7,846	7,805	7,693	7,492	7,565	7,645
構成比	24.3%	24.7%	24.8%	24.7%	25.5%	26.4%

※実績は各年9月末現在 住民基本台帳

認定者数、認定率とも緩やかに増加すると見込まれます。令和3年は合計で2,844人、令和5年は2,884人と見込みました。また、令和7年（2025年）要支援・要介護認定者数は2,860人と推計されます。

【計画期間の要支援・要介護認定者数の推計】

(人)

	実績			推計		
	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
要支援・要介護認定者合計	2,738	2,778	2,825	2,844	2,867	2,884
要支援1	171	196	228	239	243	239
要支援2	224	231	238	230	230	229
要介護1	594	623	627	621	628	622
要介護2	514	534	553	571	575	585
要介護3	437	419	429	434	443	455
要介護4	476	449	420	407	406	405
要介護5	322	326	330	342	342	349
認定率	19.9%	20.3%	20.7%	21.1%	21.4%	21.8%

※実績は各年9月末現在 介護保険事業状況報告

在宅サービス利用者は令和3年以降4,000人を超える見込みとなっています。居住系サービス利用者は緩やかに増加すると見込まれます。施設サービス利用者は令和2年度以降では659人となる見込みです。利用者の合計は、令和3年は4,886人、令和5年は4,956人と増加が見込まれます。

【計画期間の介護保険サービス利用者数の推計】

(人)

	実績			推計		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
在宅サービス利用者数	3,866	3,891	3,907	4,028	4,047	4,087
居住系サービス利用者数	182	189	193	199	205	210
施設サービス利用者数	630	629	659	659	659	659
利用者合計	4,698	4,709	4,759	4,886	4,991	4,956

※実績は各年度末現在 介護保険事業状況報告

2. 介護保険サービスの見込み

(1) 介護保険サービス別の利用状況を踏まえた見込みの算出

①介護保険給付費の実績

【介護保険給付費の実績】

(円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護給付費	実績	4,501,080,524	4,567,037,976	4,809,901,000
	計画	4,845,268,000	4,882,567,000	4,938,792,000
介護予防給付費	実績	39,647,321	37,886,707	38,094,000
	計画	51,971,000	51,225,000	53,947,000
一定以上所得者の利用 者負担の見直し	計画	1,073,673	1,621,234	1,642,823
消費税及び処遇改善に 係る影響額	計画	0	59,219,124	119,221,992
総給付費 計 A	実績	4,540,727,845	4,604,924,683	4,847,995,000
	計画	4,896,165,327	4,991,389,890	5,110,318,169

特定入所者介護 サービス費等給付費	実績	292,928,580	296,591,519	302,113,000
	計画	320,000,000	320,000,000	320,000,000
高額介護サービス費等給 付費	実績	99,832,400	95,291,908	117,836,000
	計画	120,000,000	120,000,000	120,000,000
高額医療合算介護 サービス費等給付額	実績	12,181,368	12,456,098	12,600,000
	計画	13,000,000	13,000,000	13,000,000
審査支払手数料	実績	5,083,858	5,210,387	5,220,000
	計画	5,767,200	5,767,200	5,767,200
小 計 B	実績	410,026,206	409,549,912	437,769,000
	計画	458,767,200	458,767,200	458,767,200

標準給付費 (A+B) C	実績	4,950,754,051	5,014,474,595	5,285,764,000
	計画	5,354,932,527	5,450,157,090	5,569,085,369

地域支援事業費 D	実績	123,355,335	156,061,781	174,580,232
	計画	145,945,188	177,945,188	177,945,188

総給付費等(C+D)	実績	5,074,109,386	5,170,536,376	5,460,344,232
	計画	5,500,877,715	5,628,102,278	5,747,030,557

※令和2年度の実績(見込み)は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムからの出力値を記載しており、以降の令和2年度の実績(見込み)の記載も同様となります。(実績値とは異なります。)

②サービスの種類と内容

1) 居宅サービス/介護予防サービス

サービスの名称	サービス内容
・訪問介護	<p>訪問介護は、ホームヘルパーが介護を受ける人の居宅を訪問し、身体介護や生活援助等を行うサービスです。</p> <p>※介護予防訪問介護については、平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。</p>
・訪問入浴介護 ・介護予防訪問入浴介護	<p>訪問入浴介護とは、居宅での入浴が困難な高齢者に対して、訪問入浴車等により入浴の介助を行うサービスです。</p>
・訪問看護 ・介護予防訪問看護	<p>訪問看護は、主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。</p> <p>また、介護予防訪問看護は、主治医の指示に基づいて、看護師や保健師が要支援認定者の居宅を訪問し、介護予防を目的とした健康チェックや療養上の世話又は診療補助を行うサービスです。</p>
・訪問リハビリテーション ・介護予防訪問リハビリテーション	<p>訪問リハビリテーションは、病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なりハビリテーションを行うサービスです。</p> <p>また、介護予防訪問リハビリテーションは、要支援認定者に対して理学療法士や作業療法士などの専門家が居宅を訪問し、介護予防を目的に生活機能の維持回復を行うサービスです。</p>
・居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	<p>主治医の指示により、医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問して、心身の状況や環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。</p>
・通所介護	<p>デイサービスセンター等に日帰りで通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。</p> <p>※制度改正に伴い、平成28年度から利用定員が18人以下の小規模の通所介護が地域密着型サービスへ、平成29年度からは介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。</p>
・通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション	<p>通所リハビリテーション（デイケア）とは、介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なりハビリテーションを行うサービスです。</p> <p>また、介護予防通所リハビリテーションは、要支援認定者に対しての介護予防を目的として、理学療法士・作業療法士などにより機能訓練等の必要なサービスの提供を行うものです。</p>

サービスの名称	サービス内容
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護 	<p>短期入所生活介護(ショートステイ)とは、在宅の要介護認定者が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、日常生活の世話等を受けるサービスです。</p> <p>また、介護予防短期入所生活介護は、要支援認定者が介護予防を目的とし施設等に一時的に入所し、必要な介護等を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護 	<p>短期入所療養介護(医療型ショートステイ)とは、在宅の要介護認定者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練等を受けるサービスです。</p> <p>また、介護予防短期入所療養介護は、要支援認定者が施設に入所し、看護・医学的管理下で介護予防を目的とした介護・機能訓練を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 	<p>有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与 ・介護予防福祉用具貸与 	<p>福祉用具貸与とは、介護ベッドや車いすなどの福祉用具をレンタルできるサービスです。</p> <p>また、介護予防福祉用具貸与は、要支援認定者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特定福祉用具販売 ・特定介護予防福祉用具販売 	<p>特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売の対象となる福祉用具には、衛生管理などの問題でレンタルが難しい特殊尿器の交換可能部品・腰かけ便座・入浴補助用具・浴槽用手すり等があります。特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、これらを購入した場合にその費用の一部を限度額 10 万円として支給するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費 ・介護予防住宅改修費 	<p>住宅改修では、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者は手すりの取り付けや段差の解消等を行う場合の費用を要介護状態区分に関係なく 20 万円を限度として、9割、8割又は7割を保険給付として受けることができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	<p>居宅介護支援とは、在宅の要介護認定者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適正に利用できるように、要介護認定者と契約した居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。</p> <p>また、介護予防支援は、要支援認定者に対する介護予防サービスのケアプランを作成するものです。</p>

2) 地域密着型サービス

サービスの名称	サービス内容
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。</p> <p>サービスを行っている事業所がないことから計画期間のサービス量は見込みませんが、在宅介護の重要な支援となるため、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。</p>
・夜間対応型訪問介護	<p>夜間対応型訪問介護とは、在宅の場合でも、24 時間安心して生活できるように、夜間の定期的な巡回訪問や通報を受けての訪問介護サービスを提供するものです。</p> <p>サービスを行っている事業所がないことから計画期間のサービス量は見込みませんが、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。</p>
・地域密着型通所介護	地域密着型通所介護とは、定員が 18 人以下の小規模な事業所による通所介護です。平成 28 年度に通所介護から地域密着型に移行されました。
・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護	認知症ではあるものの、ADL(日常生活動作能力)の比較的自立している要介護認定者について、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。(要支援1の方は利用できません。)
・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護とは、「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活継続を支援するサービスです。
・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護	身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気のなかで、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けるサービスです。
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム(入所定員が 29 人以下)に入所して、食事や入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けるものです。(新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方になります。)
・地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が 29 人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者(要介護認定者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者)に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排泄等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。(要支援の方は利用できません。)
・看護小規模多機能型居宅介護	<p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを柔軟に組み合わせて提供するサービスのことです。</p> <p>現状ではサービス量は見込みませんが、在宅介護の重要な支援になることから、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。</p>

3) 施設サービス

サービスの名称	サービス内容
・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。(新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方になります。)
・介護老人保健施設	施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスを提供する施設です。
・介護療養型医療施設 (療養病床)	施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うサービスを提供する施設です。廃止が決定されていますが、老人保健施設等への転換が進んでいないことから、経過措置期間が 2024 年3月末まで延長されています。
・介護医療院	平成 30 年度から新たに創設された施設で、長期的な医療と介護を併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。(2024 年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置づけられています。)

③サービス量の実績と計画期間の見込み

1) 居宅サービス（介護給付）

(人、回)

			計画値と実績値			計画期間		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
訪問介護	人/月	実績	413	406	389	387	382	383
		計画	419	432	447			
	回数 /月	実績	8,709.4	8,717.8	9,137.9	9,582.0	9,579.6	9,803.1
		計画	9,593.7	10,363.0	11,354.1			
訪問入浴介護	人/月	実績	61	56	51	52	51	54
		計画	70	70	70			
	回数 /月	実績	276.6	252.5	240.0	254.5	253.1	272.9
		計画	349.4	364.9	377.4			
訪問看護	人/月	実績	157	147	140	142	143	144
		計画	161	160	162			
	回数 /月	実績	996.3	1,031.7	1,095.2	1,189.4	1,207.0	1,215.3
		計画	839.8	820.8	819.8			
訪問リハビリテーション	人/月	実績	2	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
	回数 /月	実績	18.9	10.1	6.7	6.8	6.8	6.8
		計画	15.8	15.8	15.8			
居宅療養管理指導	人/月	実績	27	27	35	37	37	38
		計画	32	32	32			
通所介護	人/月	実績	479	492	514	541	546	546
		計画	554	554	554			
	回数 /月	実績	4,423.9	4,498.9	4,744.9	5,003.1	5,050.9	5,050.9
		計画	4,588.0	4,530.8	4,481.0			
通所リハビリテーション	人/月	実績	111	114	121	127	132	135
		計画	138	137	138			
	回数 /月	実績	831.0	855.3	896.1	940.8	974.1	989.2
		計画	1,055.1	1,037.5	1,046.6			
短期入所生活介護	人/月	実績	315	302	280	295	295	301
		計画	386	386	386			
	回数 /月	実績	6,570.3	6,594.2	6,786.1	6,839.8	6,846.4	7,002.7
		計画	7,865.0	7,865.0	7,865.0			
短期入所療養介護	人/月	実績	10	6	8	8	8	8
		計画	11	11	11			
	回数 /月	実績	107.7	60.9	71.1	65.0	65.0	65.0
		計画	134.5	134.5	134.5			
特定施設入居者 生活介護	人/月	実績	48	45	44	43	43	46
		計画	49	49	49			

			計画値と実績値			計画期間		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉用具貸与	人/月	実績	554	561	578	611	618	626
		計画	593	593	593			
特定福祉用具販売	人/年	実績	108	108	180	204	216	216
		計画	264	264	264			
住宅改修費	人/年	実績	60	60	108	108	108	108
		計画	60	60	60			
居宅介護支援	人/月	実績	1,257	1,263	1,251	1,277	1,293	1,314
		計画	1,341	1,343	1,364			

2) 居宅サービス（予防給付）

(人、回)

			計画値と実績値			計画期間		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防訪問入浴 介護	人/月	実績	1	2	1	1	1	1
		計画	0	0	0			
介護予防訪問看護	回数 /月	実績	3.0	5.0	4.3	4.7	4.7	4.7
		計画	0.0	0.0	0.0			
介護予防訪問リハ ビリテーション	人/月	実績	21	21	23	24	25	24
		計画	17	17	18			
介護予防居宅療養 管理指導	回数 /月	実績	104.4	116.8	148.6	166.4	178.4	171.2
		計画	91.3	91.3	97.7			
介護予防通所リハ ビリテーション	人/月	実績	0	0	0	0.0	0.0	0.0
		計画	0	0	0			
介護予防短期入所 生活介護	人/月	実績	2	1	1	1	1	1
		計画	5	5	5			
介護予防短期入所 療養介護	回数 /月	実績	20	20	19	19	18	18
		計画	35	36	43			
介護予防短期入所 療養介護	人/月	実績	3	3	0	1	1	1
		計画	3	3	3			
介護予防短期入所 療養介護	回数 /月	実績	38.6	20.8	0.0	5.0	5.0	5.0
		計画	24.6	24.6	24.6			
介護予防短期入所 療養介護	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
介護予防短期入所 療養介護	回数 /月	実績	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		計画	0.0	0.0	0.0			

			計画値と実績値			計画期間		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/月	実績	1	1	0	0	0	0
		計画	2	2	2			
介護予防福祉用具 貸与	人/月	実績	109	112	127	130	134	133
		計画	80	80	80			
特定介護予防福祉 用販売	人/年	実績	36	36	60	72	72	72
		計画	12	12	12			
介護予防住宅改修 費	人/年	実績	24	24	48	48	48	48
		計画	24	24	24			
介護予防支援	人/月	実績	143	148	162	165	166	165
		計画	247	224	208			

3) 地域密着型サービス（介護給付）

（人、回）

			計画値と実績値			計画期間		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域密着型通所介 護	人/月	実績	122	126	115	115	115	115
		計画	89	89	89			
認知症対応型通所 介護	回数 /月	実績	935.7	997.1	999.9	1,051.6	1,053.2	1,050.0
		計画	800.5	800.5	800.5			
小規模多機能型 居宅介護	人/月	実績	21	23	22	21	23	22
		計画	35	35	35			
認知症対応型共同 生活介護	回数 /月	実績	186.9	231.3	241.9	240.3	257.0	251.0
		計画	310.4	310.4	310.4			
地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護	人/月	実績	36	38	34	35	18	18
		計画	41	41	41			
地域密着型特定施 設入居者生活介護	人/月	実績	116	116	116	119	125	127
		計画	125	125	125			
		実績	69	69	70	70	70	70
		計画	69	69	69			
		実績	17	27	33	37	37	37
		計画	29	29	29			

4) 地域密着型サービス（予防給付）

(人、回)

			計画値と実績値			計画期間		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防認知症対応型通所介護	人/月	実績	3	3	2	2	2	2
		計画	6	6	6			
	回数 /月	実績	18.3	16.7	5.5	6.0	6.0	6.0
		計画	45.2	45.2	45.2			
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	1	1	1			
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			

5) 施設サービス

(人、回)

			計画値と実績値			計画期間		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護老人福祉施設	人/月	実績	348	350	370	370	370	370
		計画	360	360	360			
介護老人保健施設	人/月	実績	201	198	206	206	206	206
		計画	215	215	215			
介護療養型医療施設	人/月	実績	12	11	3	3	3	3
		計画	11	11	11			
介護医療院	人/月	実績	0	1	10	10	10	10
		計画	0	0	0			

④給付費の実績と計画期間の見込み

1) 居宅サービス（介護給付）

ア) 訪問介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	306,129,069	309,969,113	333,261,000			
計画	335,958,000	362,890,000	397,761,000	352,153,000	352,003,000	360,328,000

イ) 訪問入浴介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	40,108,473	36,522,170	35,039,000			
計画	49,787,000	52,037,000	53,806,000	37,390,000	37,206,000	40,115,000

ウ) 訪問看護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	78,336,278	75,937,955	77,324,000			
計画	69,749,000	67,216,000	66,275,000	84,545,000	85,958,000	86,608,000

エ) 訪問リハビリテーション

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	612,431	353,178	235,000			
計画	562,000	562,000	562,000	240,000	240,000	240,000

オ) 居宅療養管理指導

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	2,634,955	2,669,535	4,202,000			
計画	3,119,000	3,121,000	3,121,000	4,451,000	4,453,000	4,555,000

力) 通所介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	436,054,714	441,067,892	464,004,000			
計画	458,452,000	450,418,000	442,778,000	491,515,000	495,370,000	496,705,000

キ) 通所リハビリテーション

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	92,471,296	96,595,712	104,350,000			
計画	115,047,000	110,596,000	109,431,000	110,848,000	114,459,000	116,861,000

ク) 短期入所生活介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	591,500,706	586,449,119	620,274,000			
計画	720,842,000	721,165,000	721,165,000	638,486,000	640,051,000	655,762,000

ケ) 短期入所療養介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	11,783,336	6,325,353	7,338,000			
計画	15,235,000	15,242,000	15,242,000	6,656,000	6,660,000	6,660,000

コ) 特定施設入居者生活介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	105,008,715	95,997,884	90,954,000			
計画	103,895,000	103,941,000	103,941,000	88,169,000	88,218,000	95,043,000

サ) 福祉用具貸与

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	74,569,651	76,312,610	77,142,000			
計画	88,351,000	88,351,000	88,351,000	80,121,000	80,499,000	81,975,000

シ) 特定福祉用具販売

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	2,412,770	3,053,158	4,924,000			
計画	6,149,000	6,149,000	6,149,000	5,274,000	5,612,000	5,612,000

ス) 住宅改修費

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	6,082,408	4,725,418	9,920,000			
計画	4,709,000	4,709,000	4,709,000	9,558,000	9,558,000	9,558,000

セ) 居宅介護支援

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	251,445,443	250,249,794	249,148,000			
計画	270,383,000	269,578,000	272,618,000	255,455,000	258,418,000	262,724,000

2) 居宅サービス（予防給付）

ア) 介護予防訪問入浴介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	297,306	504,684	441,000			
計画	0	0	0	485,000	486,000	486,000

イ) 介護予防訪問看護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	7,152,815	7,363,135	8,687,000			
計画	7,598,000	7,601,000	8,110,000	9,665,000	10,310,000	9,926,000

ウ) 介護予防訪問リハビリテーション

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	0	0	0			
計画	0	0	0	0	0	0

エ) 介護予防居宅療養管理指導

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	212,400	90,495	121,000			
計画	525,000	526,000	526,000	122,000	122,000	122,000

オ) 介護予防通所リハビリテーション

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	8,503,674	8,817,243	8,189,000			
計画	14,915,000	15,394,000	18,469,000	8,239,000	7,735,000	7,735,000

力) 介護予防短期入所生活介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	2,733,771	1,488,870	0			
計画	1,642,000	1,643,000	1,643,000	278,000	278,000	278,000

キ) 介護予防短期入所療養介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	0	0	0			
計画	0	0	0	0	0	0

ク) 介護予防特定施設入居者生活介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	1,203,282	783,387	0			
計画	2,227,000	2,228,000	2,228,000	0	0	0

ケ) 介護予防福祉用具貸与

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	5,856,655	6,122,513	7,011,000			
計画	3,700,000	3,700,000	3,700,000	7,195,000	7,428,000	7,379,000

コ) 特定介護予防福祉用具販売

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	988,287	1,067,499	1,481,000			
計画	235,000	235,000	235,000	1,834,000	1,834,000	1,834,000

サ) 介護予防住宅改修費

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	2,886,661	1,870,243	2,905,000			
計画	2,693,000	2,693,000	2,693,000	3,639,000	3,639,000	3,639,000

シ) 介護予防支援

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	7,675,600	7,983,300	8,676,000			
計画	13,235,000	12,002,000	11,140,000	8,891,000	8,951,000	8,899,000

3) 地域密着型サービス（介護給付）

ア) 地域密着型通所介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	101,189,752	107,585,344	109,800,000			
計画	85,475,000	85,514,000	85,514,000	116,673,000	117,195,000	117,263,000

イ) 認知症対応型通所介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	23,879,400	31,095,794	32,571,000			
計画	39,524,000	39,542,000	39,542,000	32,572,000	34,768,000	34,042,000

ウ) 小規模多機能型居宅介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	85,825,134	89,651,056	85,914,000			
計画	95,010,000	95,053,000	95,053,000	90,077,000	45,595,000	45,595,000

工) 認知症対応型共同生活介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	348,035,575	353,357,638	359,575,000			
計画	372,351,000	372,517,000	372,517,000	371,658,000	391,032,000	397,321,000

才) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	221,227,650	225,545,724	231,840,000			
計画	210,216,000	210,311,000	210,311,000	232,263,000	233,393,000	233,393,000

力) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	34,089,534	57,476,439	74,254,000			
計画	63,877,000	63,905,000	63,905,000	83,782,000	83,829,000	83,829,000

4) 地域密着型サービス（予防給付）

ア) 介護予防認知症対応型通所介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	1,867,626	1,795,338	583,000			
計画	4,339,000	4,341,000	4,341,000	637,000	637,000	637,000

イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	149,814	0	0			
計画	862,000	862,000	862,000	0	0	0

ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	0	0	0			
計画	0	0	0	0	0	0

5) 施設サービス

ア) 介護老人福祉施設

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	1,011,638,953	1,038,319,841	1,113,896,000			
計画	1,041,546,000	1,042,012,000	1,042,012,000	1,120,737,000	1,121,359,000	1,121,359,000

イ) 介護老人保健施設

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	628,220,714	628,234,841	661,549,000			
計画	674,310,000	674,612,000	674,612,000	665,612,000	665,982,000	665,982,000

ウ) 介護療養型医療施設

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	47,823,567	46,766,277	11,531,000			
計画	44,241,000	44,261,000	44,261,000	11,602,000	11,608,000	11,608,000

エ) 介護医療院

(円)

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実績	0	2,776,131	50,855,000			
計画	0	0	0	51,167,000	51,196,000	51,196,000

3. 介護給付費等の見込み

(1) 介護給付費の見込み

①居宅サービス（介護給付）の見込み

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
訪問介護	352,153	352,003	360,328	1,064,484
訪問入浴介護	37,390	37,206	40,115	114,711
訪問看護	84,545	85,958	86,608	257,111
訪問リハビリテーション	240	240	240	720
居宅療養管理指導	4,451	4,453	4,555	13,459
通所介護	491,515	495,370	496,705	1,483,590
通所リハビリテーション	110,848	114,459	116,861	342,168
短期入所生活介護	638,486	640,051	655,762	1,934,299
短期入所療養介護	6,656	6,660	6,660	19,976
特定施設入居者生活介護	88,169	88,218	95,043	271,430
福祉用具貸与	80,121	80,499	81,975	242,595
特定福祉用具販売	5,274	5,612	5,612	16,498
住宅改修費	9,558	9,558	9,558	28,674
居宅介護支援	255,455	258,418	262,724	776,597
合 計	2,164,861	2,178,705	2,222,746	6,566,312

②地域密着型サービス(介護給付)の見込み

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
地域密着型通所介護	116,673	117,195	117,263	351,131
認知症対応型通所介護	32,572	34,768	34,042	101,382
小規模多機能型居宅介護	90,077	45,595	45,595	181,267
認知症対応型共同生活介護	371,658	391,032	397,321	1,160,011
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	233,263	233,393	233,393	700,049
地域密着型特定施設入所者生活介護	83,782	83,829	83,829	251,440
合 計	928,025	905,812	911,443	2,745,280

③施設サービスの見込み

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
介護老人福祉施設	1,120,737	1,121,359	1,121,359	3,363,455
介護老人保健施設	665,612	665,982	665,982	1,997,576
介護療養型医療施設	11,602	11,608	11,608	34,818
介護医療院	51,167	51,196	51,196	153,559
合 計	1,849,118	1,850,145	1,850,145	5,549,408

④介護給付費の合計

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
居宅サービス	2,164,861	2,178,705	2,222,746	6,566,312
地域密着型サービス	928,025	905,812	911,443	2,745,280
施設サービス	1,849,118	1,850,145	1,850,145	5,549,408
合 計	4,942,004	4,934,662	4,984,334	14,861,000

(2)予防給付費の見込み

①居宅サービス(予防給付)の見込み

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
介護予防訪問入浴介護	485	486	486	1,457
介護予防訪問看護	9,665	10,310	9,926	29,901
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	122	122	122	366
介護予防通所リハビリテーション	8,239	7,735	7,735	23,709
介護予防短期入所生活介護	278	278	278	834
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,195	7,428	7,379	22,002
特定介護予防福祉用具販売	1,834	1,834	1,834	5,502
介護予防住宅改修費	3,639	3,639	3,639	10,917
介護予防支援	8,891	8,951	8,899	26,741
合 計	40,348	40,783	40,298	121,429

②地域密着型サービス(予防給付)の見込み

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
介護予防認知症対応型通所介護	637	637	637	1,911
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
合 計	637	637	637	1,911

③予防給付費の合計

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
居宅サービス	40,348	40,783	40,298	121,429
地域密着型サービス	637	637	637	1,911
合 計	40,985	41,420	40,935	123,340

4. 地域支援事業費等の見込み

(1) 地域支援事業に係る事業費の見込み

【地域支援事業費の見込み】

(千円)

第8期事業計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費	180,992	180,992	183,992
介護予防・日常生活支援 総合事業	102,400	102,400	105,400
訪問介護相当サービス	29,724	29,724	29,724
訪問型サービス C	700	700	700
通所介護相当サービス	54,036	54,036	54,036
介護予防ケアマネジメント	9,840	9,840	9,840
一般介護予防事業費	8,100	8,100	11,100
包括的支援事業 任意事業	78,592	78,592	78,592
包括的支援事業	65,619	65,619	65,619
(社会保障充実分)	5,850	5,850	5,850
任意事業	7,123	7,123	7,123

第8期地域支援事業費の合計額	545,976 千円
----------------	------------

5. 介護保険給付費の推計

計画期間の介護保険標準給付費は、平成 30 年度及び令和元年度の給付実績と令和 2 年度の見込みをもとに、サービス毎に要介護別の給付状況を試算します。あわせて、計画期間の特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等の補足給付分の年間給付額を推計します。

【介護保険給付費の推計】

(円)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
介護給付費	4,942,004,000	4,934,662,000	4,984,334,000	14,861,000,000
介護予防給付費	40,985,000	41,420,000	40,935,000	123,340,000
総給付費 計 A	4,982,989,000	4,976,082,000	5,025,269,000	14,984,340,000
特定入所者介護サービス費等給付費 (財政影響額調整後) ①	254,646,207	231,690,698	233,054,446	719,391,351
給付額	304,269,132	306,729,817	308,548,584	919,547,533
見直しに伴う財政影響額	49,622,925	75,039,119	75,494,138	200,156,182
高額介護サービス費等給付費 (財政影響額調整後) ②	102,624,897	103,166,472	103,778,202	309,569,571
給付額	103,197,017	104,031,592	104,648,452	311,877,061
見直しに伴う財政影響額	572,120	865,120	870,250	2,307,490
高額医療合算介護サービス費等給付費 ③	12,532,839	12,577,329	12,586,227	37,696,395
審査支払手数料 ④	5,230,530	5,249,131	5,252,869	15,732,530
小計(①～④) B	375,034,473	352,683,630	354,671,744	1,082,389,847
標準給付費(A+B) C	5,358,023,473	5,328,765,630	5,379,940,744	16,066,729,847
地域支援事業費 D	180,992,000	180,992,000	183,992,000	545,976,000
総給付費等(C+D)	5,539,015,473	5,509,757,630	5,563,932,744	16,612,705,847

6. 介護保険料の設定

(1) 介護保険事業の運営

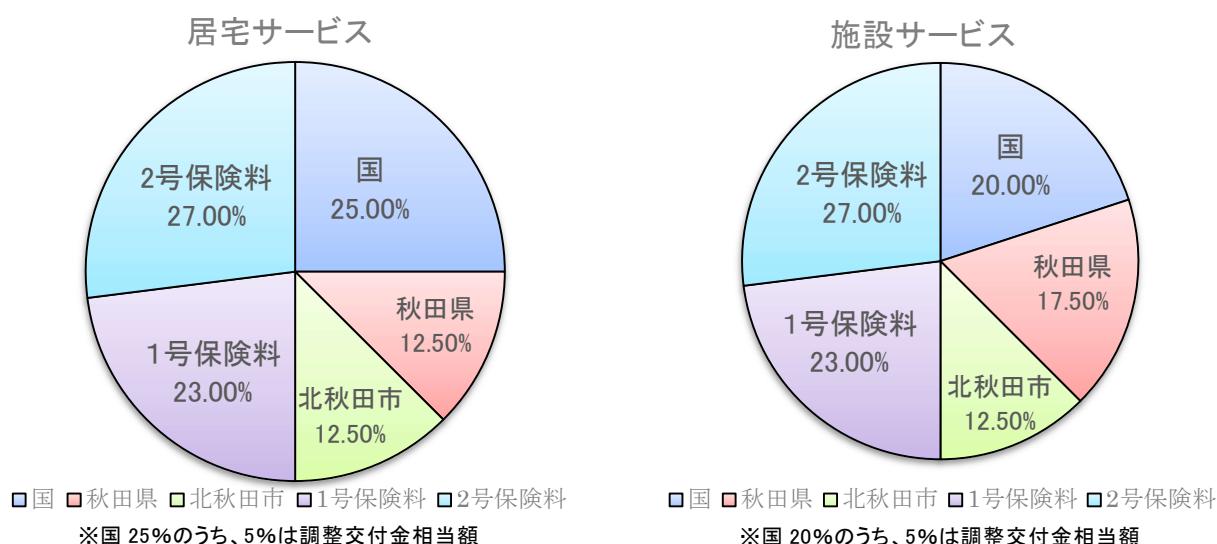
① 第1号被保険者の保険料負担割合

介護保険事業の費用は、保険給付費（介護給付費、予防給付費）、地域支援事業費、事務費で構成され、そのうち「事務費」は、全額市の負担で賄われます。

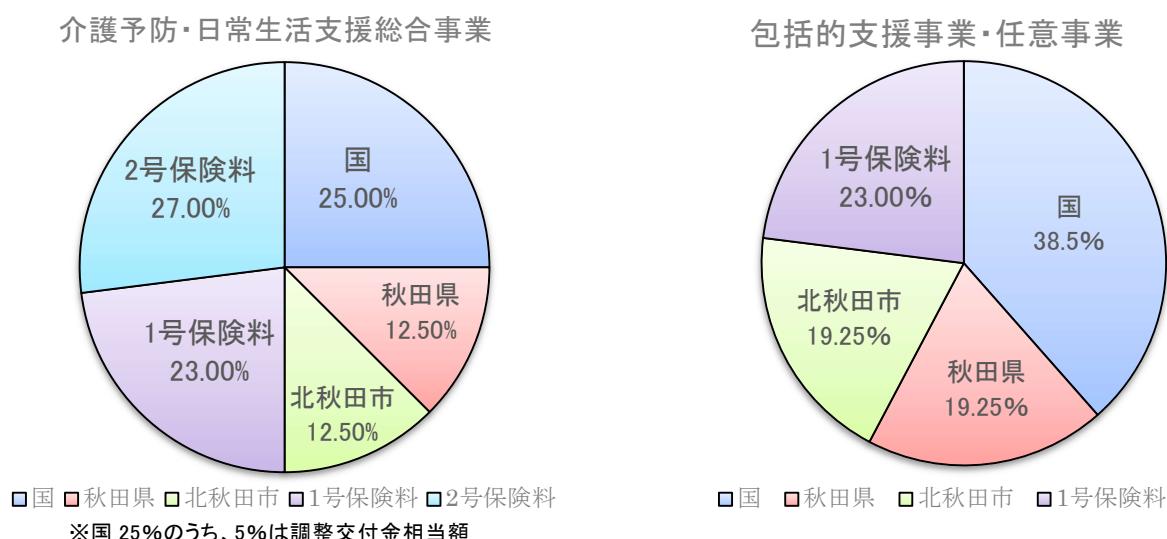
保険給付を行うための財源は、下図のとおり公費（国・秋田県・北秋田市の支出金）と加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として二分の一を公費で、残る二分の一を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の医療保険加入者の方々から徴収する保険料（支払基金交付金）で賄うこととなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率より3年ごとに決定されます。

【標準給付費の負担割合】



【地域支援事業費の負担割合】

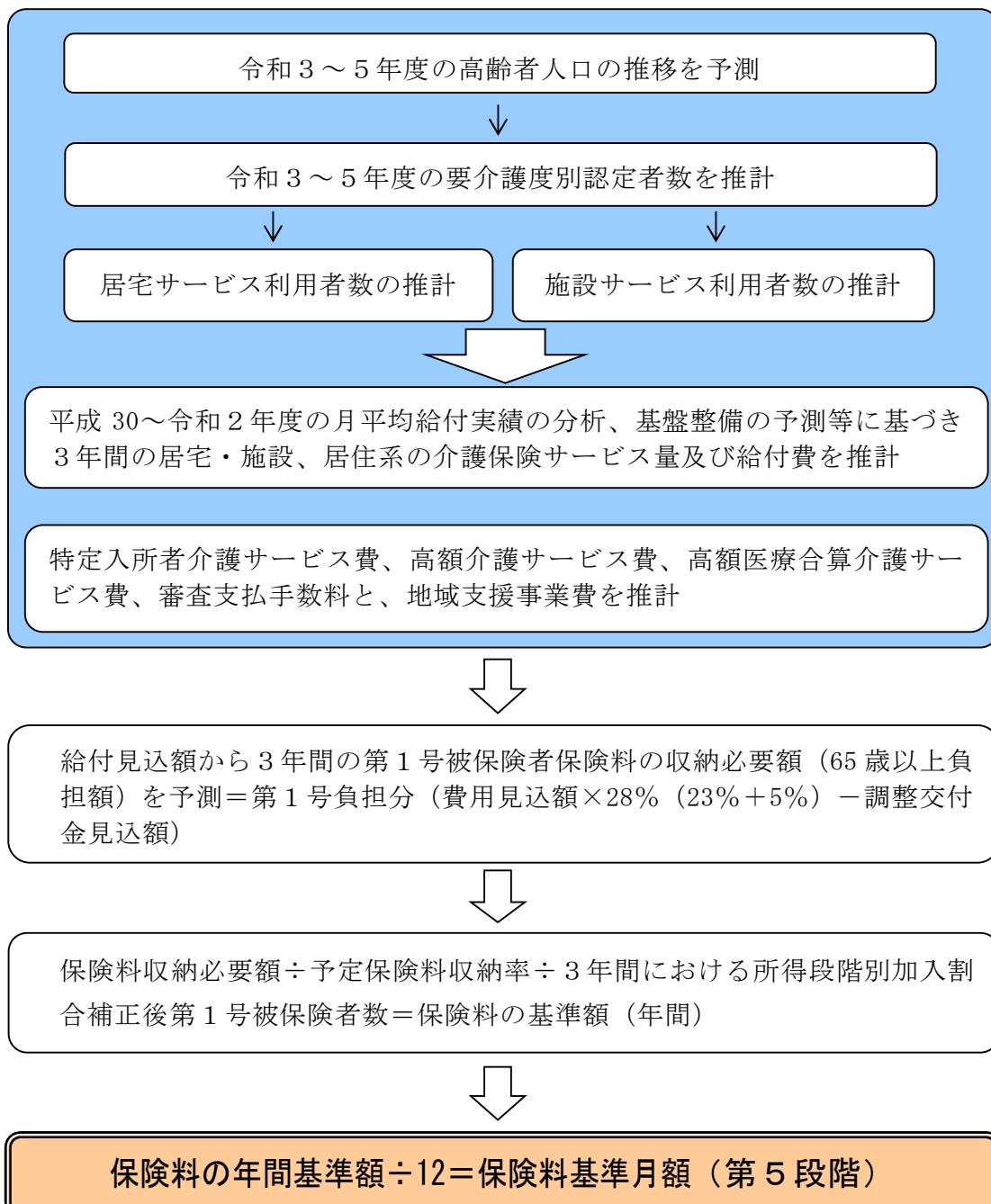


②介護保険料の算定

平成 30 年度から令和 2 年度までの実績を踏まえ、令和 3 ~ 5 年度の 3 年間の介護保険給付費を見込み、前頁の第 1 号被保険者の負担割合に応じて介護保険料を算定します。

この負担割合については第 7 期計画と同様となり、第 1 号被保険者の負担割合が 23%、第 2 号被保険者の負担割合が 27% となっています。

【介護保険料の算定方法】



令和3年度から令和5年度の第8期介護保険事業計画期間の保険料基準月額及び基準年額は、次のとおりとなります。

【介護保険料の算定】

区分	3年間合計 (円、人)	
標準給付費見込額	16,066,729,847	
地域支援事業費	545,976,000	
合 計	16,612,705,847	
第1号被保険者負担分相当額(合計の23%)	3,820,922,345	
調整交付金相当額(5%)	818,846,492	
調整交付金見込交付割合	3年間平均 9.38%	
後期高齢者加入割合補正係数	3年間平均 0.8683	
所得段階別加入割合補正係数	3年間平均 0.9322	
調整交付金見込額	1,536,690,000	
財政調整基金取崩額	292,000,000	
保険料収納必要額	2,811,078,837	
保険料収納率	98.75%	
保険料調定必要額	2,846,662,114	
3年間の段階別第1号被保険者数合計 (40,115人)	第1段階	6,939
	第2段階	4,520
	第3段階	3,936
	第4段階	5,579
	第5段階	7,744
	第6段階	5,860
	第7段階	3,407
	第8段階	1,223
	第9段階	907
所得段階別加入割合補正後被保険者数	36,723	
保険料基準月額(第5段階)	6,460	
保険料基準年額(第5段階)	77,520	

(2) 所得段階別の介護保険料の設定

① 介護保険料徴収の9段階設定

介護保険料については、第6期計画期間から9段階に変更になっており、第5段階が基準額となります。

本市においては、国が示す9段階を基本とし、更に第2段階と第3段階については、低所得者に配慮した独自の軽減措置を講じた割合により、介護保険料を設定します。

【所得段階区分の要件と基準額に対する割合】

段階	所得段階区分の要件	基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.30 (月額1,938円)	23,256円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.45 (月額2,907円) 軽減前0.5	34,884円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額×0.67 (月額4,328円) 軽減前0.7	51,936円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90 (月額5,814円)	69,768円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 (月額6,460円)	77,520円
第6段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20 (月額7,752円)	93,024円
第7段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30 (月額8,398円)	100,776円
第8段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50 (月額9,690円)	116,280円
第9段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70 (月額10,982円)	131,784円

第5章 計画の評価・検証

1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて

今後の超高齢社会に対応し、誰もができる限り自立した生活を送れるよう、介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施することが重要となります。

介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策の推進を円滑に行っていくためには、引き続き以下の体制のもとに計画を推進します。

(1) 介護保険事業の推進と進行管理

本市の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について調査や審議を行います。

(2) 事業評価の実施

利用者である市民が介護サービスに満足しているか、しっかりととした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

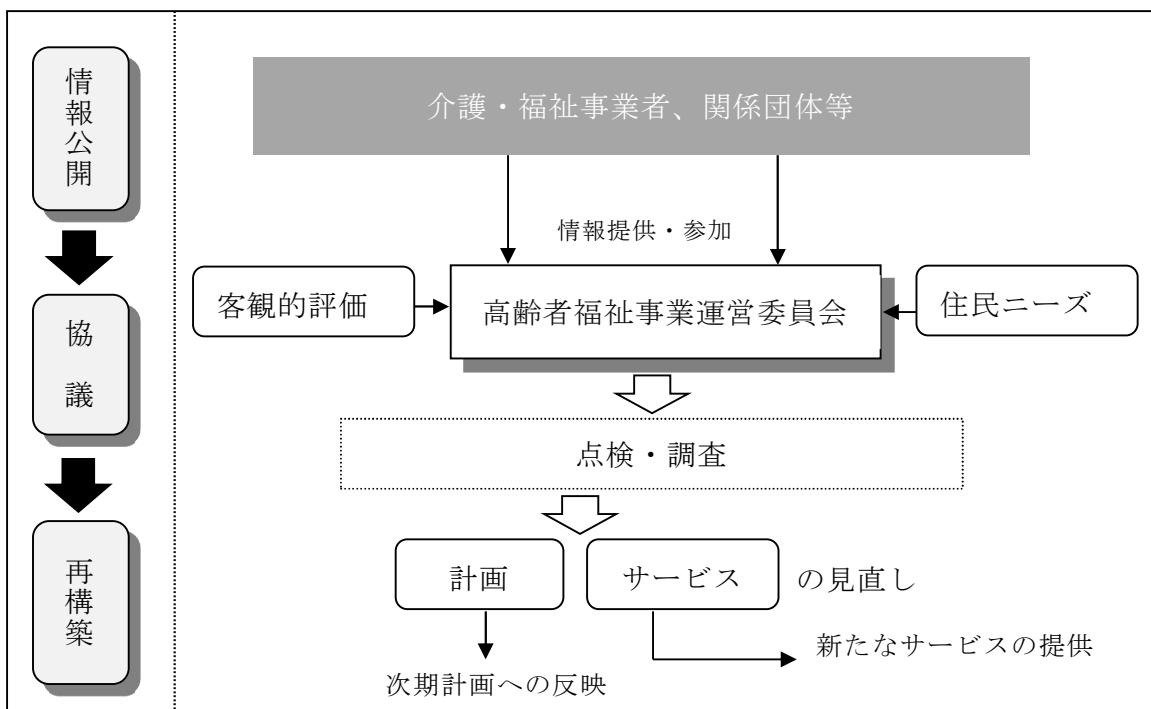
(3) 広報・啓発

計画を効果的に推進するため、市の広報やホームページ等により計画の策定趣旨や計画内容を公開し、意識の向上や啓発に努めます。

2. 計画の進行管理と推進について

本計画の実現に向けて、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。また、施策の推進については、行政だけでなく、市民、介護・福祉事業者、関係団体等と連携して取り組んでいくことが必要です。

そのため、高齢者福祉事業運営委員会等を通じて、本計画の実施状況、進捗状況を点検評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に適合し、効果が上がると考えられる事業実施方法を検討するなど、積極的に福祉サービスの進行管理を行っていきます。さらに計画の円滑な推進に向け、府内関係各課との連携を密にします。



參考資料

参考資料

北秋田市高齢者福祉事業運営委員会

(1) 開催状況

案件が高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に関するもの

(令和元年度)

第3回委員会

開催日時：令和2年2月6日（木）午後6時30分

開催場所：市役所本庁舎 大会議室

出席委員数：委員数15名中 出席委員14名

案 件：①第8期介護保険事業計画の各種調査について

- ・高齢者介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ・在宅介護実態調査
- ・介護支援専門員への意向調査

(令和2年度)

第1回委員会

開催日時：令和2年6月25日（木）午後6時30分

開催場所：市役所本庁舎 大会議室

出席委員数：委員数15名中 出席委員12名

案 件：①令和元年度地域包括支援センター運営事業の実績報告について

- ②令和2年度地域包括支援センター運営事業実施計画（案）について
- ③高齢者介護予防・日常生活圏域ニーズ調査項目の変更について

第2回委員会

開催日時：令和2年9月3日（木）午後6時30分

開催場所：市役所本庁舎 大会議室

出席委員数：委員数15名中 出席委員12名

案 件：①第7期介護保険事業計画実施状況の報告について

- ②各種調査結果について

- ・高齢者介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ・在宅介護実態調査
- ・介護支援専門員への意向調査

- ③第8期介護保険事業計画の策定にあたって

- ④今後の計画策定スケジュールについて

第3回委員会

開催日時：令和2年12月3日（木）午後6時30分
開催場所：市役所本庁舎 大会議室
出席委員数：委員数15名中 出席委員14名
案 件：①北秋田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）について
②第8期計画のうち、保険料算定・施設整備に係る部分について
③今後の計画策定スケジュールについて

書面確認（パブリックコメント実施前に実施）

実施日：令和2年12月23日（水）
委員15名へ資料を郵送
案 件：①北秋田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（素案）の書面確認について

【パブリックコメント】

実施期間：令和2年12月28日から令和3年1月26日（30日間）
実施方法：①市ホームページによる素案の閲覧
②市役所本庁舎・各総合窓口センター・出張所での素案の閲覧

第4回委員会

開催日時：令和3年3月4日（木）午後6時30分
開催場所：市役所本庁舎 大会議室
出席委員数：委員数15名中 出席委員12名
案 件：①「ご意見書」集計結果の報告について
②北秋田市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について
③介護サービス事業所整備計画書について
④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の概要について

(2) 答申

介護保険料答申

答申日時：令和3年2月2日（火）
答申場所：北秋田市役所 応接室
答申者：北秋田市高齢者福祉事業運営委員会
委員長 奈 良 正 人

第8期計画答申

答申日時：令和3年3月12日（金）
答申場所：北秋田市役所 応接室
答申者：北秋田市高齢者福祉事業運営委員会
委員長 奈 良 正 人

(3) 北秋田市高齢者福祉事業運営委員会設置要綱

平成 30 年 4 月 1 日
北秋田市告示第 47 号

(設置)

第1条 北秋田市の高齢者福祉、介護保険及び地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正中立性の確保、サービス等及びセンターの円滑、かつ、適正な運営を図るため、北秋田市高齢者福祉事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（以下「居宅サービス等」という。）の質の確保並びに運営評価に関すること。
- (2) 居宅サービス等に係る事業所の指定、変更、取消し等に関すること。
- (3) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の指定基準並びに介護報酬の設定に関すること。
- (4) 地域密着型サービス等の質の確保及び運営評価に関すること。
- (5) 地域密着型サービス等に係る事業者の指定、変更、取消し等に関すること。
- (6) 施設サービス事業者の選定に関すること。
- (7) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に関すること。
- (8) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進に係る評価、検証等に関すること。
- (9) センターが担当する圏域の設定に関すること。
- (10) センターの設置、変更及び廃止に関すること。
- (11) センターが行う業務の法人への委託又は委託された法人の変更に関すること。
- (12) センターが行う業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施に関すること。
- (13) センターが行う予防給付に係るマネジメント業務を委託する場合の介護予防支援事業所の変更に関すること。
- (14) その他前条に基づいて必要な事項に関すること。

2 運営委員会は、センターの運営に関し当該年度の事業計画書及び収支予算書、前年度の事業報告書及び収支決算書、その他運営委員会が必要と認める書類の提出を受け、事業内容を評価するものとする。

3 前項に規定する評価は、次の各号に掲げる事項を勘案して必要な基準を作成し、年度ごとに、定期的に又は必要に応じて行うものとする。

- (1) センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由がなく特定の事業者が提供するサービスに偏りがないか。
- (2) センターにおけるケアプラン作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか。
- (3) その他、運営委員会が地域の実情に応じて必要と判断した事項について、不適切な活

動を行っていないか。

4 運営委員会は、センターの職員を確保するため、必要に応じて運営委員会の構成員や地域の関係団体等との調整を行うものとする。

5 運営委員会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関することであって、運営委員会が必要と判断した事項を行うものとする。

(組織)

第3条 運営委員会は、15人以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医療、保健及び福祉分野関係者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者

(3) 高齢者福祉サービス及び介護保険サービス利用者又はその家族

(4) 介護サービス事業者

(5) その他見識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、運営委員会の会務を総理し、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長になる。ただし、新たに選任された委員による最初の会議は、市長がこれを招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員長は、運営委員会の円滑な推進を図るため、必要に応じて委員を構成員とする部会を開くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員の在任期間中及び委員を辞職した後も、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、北秋田市健康福祉部高齢福祉課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(他要綱の廃止)

2 北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会設置要綱（北秋田市告示第8号）及び北秋田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（北秋田市告示第10号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の前日において、旧要綱により北秋田市高齢者福祉・介護保険事業運営委員として委嘱されている者の委嘱期間は、平成30年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(4) 委員会組織

《運営委員（敬称略）》

委 員 長 : 奈 良 正 人
副 委 員 長 : 三 浦 正 基

No.	選任分野	氏名	資格等	選任地区
1	医療分野	奈良 正人	医師	鷹巣
2	〃	加賀谷 保	歯科医師	鷹巣
3	保健分野	松岡 泰穂	看護師	合川
4	〃	松橋 セツ子	保健師	森吉
5	福祉分野	長岐 ちえ子		鷹巣
6	〃	撫養 喜美子	介護支援専門員	鷹巣
7	第1号被保険者	浪岡 正幸		鷹巣
8	〃	三浦 正基		合川
9	第2号被保険者	鈴木 要		森吉
10	〃	佐藤 真		鷹巣
11	介護サービス事業者	松尾 つむぎ		鷹巣
12	介護保険サービス利用者（家族）	伊藤 節子		阿仁
13	〃	伊東 誠子		阿仁
14	その他見識を有する者	櫻田 美穂子		鷹巣
15	〃	庄司 光子	保健師	阿仁

(5) 北秋田市内の介護サービス事業者一覧

(令和3年3月31日現在)

①介護支援

1) 居宅介護支援事業所

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	あいかわ社協 居宅介護支援事業所	新田目字大野5番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1 以上
2	あに社協 居宅介護支援事業所	阿仁銀山字下新町41番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1 以上
3	永楽苑 指定居宅介護支援事業所	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	要介護1 以上
4	株式会社 虹の街 鷹巣営業所	脇神字藤株園の内14番地 (株式会社 虹の街)	要介護1 以上
5	ケアセンターようこう萬堂	鷹巣字愛宕下44番地1 (有限会社 ようこう)	要介護1 以上
6	ケアタウンたかのす 指定居宅介護支援事業所	脇神字陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1 以上
7	ケアポートたかのす 居宅介護支援事業所	綴子字掛泥向116番地5 (特定非営利活動法人 ケアポートたかのす)	要介護1 以上
8	ケアプランセンターひだまり	栄字中綱31番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1 以上
9	もりよし社協 居宅介護支援事業所	米内沢字大樋1番地2 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1 以上
10	もりよし荘 居宅介護支援事業所	米内沢字七曲25番地 (社会福祉法人 交楽会)	要介護1 以上
11	居宅介護支援事業所 はあと	大町8番23号 (一般財団法人 たかのす福祉公社)	要介護1 以上
12	居宅介護支援事業所 一番星きらら	脇神字高村岱131番地 (特定非営利法人 一番星きらら)	要介護1 以上

2) 介護予防支援事業所

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	北秋田市北部 地域包括支援センター	花園町16番1号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要支援 1・2
2	北秋田市中部 地域包括支援センター	川井字才ノ神61番地13 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	要支援 1・2
3	北秋田市南部 地域包括支援センター	阿仁銀山字下新町41番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要支援 1・2

②居宅サービス

1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	あに社協 訪問介護事業所	阿仁銀山字下新町41番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	
2	株式会社 登石	上杉字金沢57番地52 (株式会社 登石)	
3	株式会社 虹の街 鷹巣営業所	脇神字藤株団の内14番地 (株式会社 虹の街)	要介護1 以上
4	ケアポートたかのす 指定訪問介護事業所	綴子字掛泥向116番地5 (特定非営利活動法人 ケアポートたかのす)	
5	北秋田市社協 ヘルパーステーション	花園町16番1号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	
6	もろび苑 訪問介護事業所	阿仁幸屋渡字前野7番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	
7	ヘルパーステーションはあと	大町8番23号 (一般財団法人 たかのす福祉公社)	
8	訪問介護事業所ハグ	脇神字西陣場岱38番地6 (株式会社 ゆいまーる)	
9	たかのす翔裕園 訪問介護事業所	小森字向長渡15番地3 (社会福祉法人 元気村)	

2) 訪問入浴介護

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	株式会社 登石	上杉字金沢57番地52 (株式会社 登石)	
2	株式会社 虹の街 鷹巣営業所	脇神字藤株団の内14番地 (株式会社 虹の街)	
3	北秋田市社協 訪問入浴介護事業所	花園町16番1号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	

3) 通所介護（デイサービス）

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	永楽苑デイサービスセンター 指定通所介護事業所	川井字才ノ神61番地13 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	30人
2	北秋田市森吉生活支援ハウス 指定通所介護事業所	米内沢字寺の上85番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	35人
3	ケアタウンたかのす 指定通所介護事業所	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	20人
4	サポートハウスたかのす 指定通所介護事業所	脇神字南陣場岱20番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	25人

	事業所名	事業所の所在地	定員等
5	たかのすケアセンターそよ風	米代町5番4号 (株式会社 ユニマット リタイアメント・コミュニティ)	30人
6	たかのす社協 地福通所介護事業所	宮前町9番68号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	40人
7	たかのす社協 つづれこ通所介護事業所	綴子字大堤家後26番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	25人
8	音彩くらぶ	材木町2番13号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	30人
9	一番星きらら	脇神字高村岱131番地 (特定非営利活動法人 一番星きらら)	10人 地域密着型
10	デイサービスたいよう	綴子字田中下モ25番地6 (有限会社 フルーグ)	10人 地域密着型
11	デイサービスセンターまつば	綴子字胡桃館3番地42 (株式会社 登石)	10人 地域密着型
12	デイサービスもりの郷	小又字平里63番地 (社会福祉法人 交楽会)	10人 地域密着型
13	もろび苑指定通所介護事業所	阿仁幸屋渡字前野7番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	10人 地域密着型
14	山水荘指定通所介護事業所	阿仁水無字宮後4番地 (社会福祉法人 阿仁ふくし会)	18人 地域密着型

4) 通所リハビリテーション（デイケア）

	事業所名	事業所の所在地	定員
1	介護老人保健施設 もりよし荘	米内沢字七曲25番地 (社会福祉法人 交楽会)	25人
2	介護老人保健施設 ケアタウンたかのす	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	20人

5) 訪問看護

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	秋田県厚生連 北秋訪問看護ステーション	下杉字上清水沢16番地29 (秋田県厚生農業協同組合連合会)	
2	訪問看護ステーションはあと	大町8番23号 (一般財団法人 たかのす福祉公社)	
3	訪問看護ステーション実	下杉字上清水沢74番地1-2 (株式会社 メディフェア)	
4	北秋田市社協 訪問看護ステーション	米内沢字大樋1番地2 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	

6) 短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)

⑦短期入所生活介護

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	永楽苑 指定短期入所生活介護事業所	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	20人
2	ケアタウンたかのす 指定短期入所生活介護事業所	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	30人
3	山水荘 短期入所生活介護事業所	阿仁水無字宮後4番地 (社会福祉法人 阿仁ふくし会)	10人
4	森泉荘 指定短期入所生活介護事業所	阿仁前田字下前田家ノ下モ28番地 (社会福祉法人 交楽会)	13人
5	たかのすケアセンターそよ風	米代町5番4号 (株式会社 ユニマットリタイアメント・コミュニティ)	20人
6	特別養護老人ホーム 青山荘	綴子字釜堤脇10番地 (社会福祉法人 芳徳会)	2人
7	ケアホテルすみさん家	小森字向長渡12番地8 (社会福祉法人 元気村)	20人
8	ショートステイ北欧の杜	下杉字上清水沢81番地1 (株式会社 メディフェア)	30人
9	ショートステイつつじ	綴子字釜堤脇3番地 (医療法人社団 博愛会)	20人
10	特別養護老人ホームつむぎの彩指定 短期入所生活介護事業所	材木町2番13号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	空床利用 要介護1 以上

①短期入所療養介護

	事業所名	事業所の所在地	定員
1	介護老人保健施設 もりよし荘	米内沢字七曲25番地 (社会福祉法人 交楽会)	空床利用

7) 特定施設入居者生活介護

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	もろび苑 外部サービス利用型特定施設	阿仁幸屋渡字前野7番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	要介護1以上 35人まで
2	特定ケアハウス さわやか寮	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	要介護1以上 29人 地域密着型

8) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	一番星きらら	脇神字高村岱131番地 (特定非営利活動法人 一番星きらら)	12人 地域密着型
2	ケアポートたかのす指定認知症対応型通所介護事業所	綴子字掛泥向116番地5 (特定非営利活動法人 ケアポートたかのす)	5人 地域密着型

9) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム：要支援2以上）

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	グループホームあいかわ	新田目字大野5番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	9人 地域密着型
2	グループホームあにの里	阿仁銀山字上新町80番地7 (有限会社 バスケの街能代企画)	9人 地域密着型
3	グループホーム桂寿あに	阿仁水無字宮後4番地 (社会福祉法人 阿仁ふくし会)	9人 地域密着型
4	グループホーム バンドー北欧の里	下杉字上清水沢15番地1 (バンドーケアポート株式会社)	9人 地域密着型
5	グループホームふなみ	鷹巣字本屋敷114番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	18人 地域密着型
6	グループホームもりの家	米内沢字柳原14番地4 (社会福祉法人 交楽会)	18人 地域密着型
7	たかのすケアセンターそよ風	米代町5番4号 (株式会社 ユニマットリタイアメント・コミュニティ)	9人 地域密着型
8	たかのす社協つづれこ認知症対応型共同生活介護事業所	綴子字大堤家後26番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	8人 地域密着型
9	認知症対応型共同生活介護事業所あんど	松葉町6番20号 (社会福祉法人 芳徳会)	9人 地域密着型
10	グループホームすいーだ	北秋田市綴子字太田屋敷後90番地 (合同会社 スイーダ)	18人 地域密着型

10) 小規模多機能型居宅介護

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	小規模多機能型居宅介護事業所のぞみ	松葉町6番20号 (社会福祉法人 芳徳会)	登録29人 通い18人 宿泊9人 地域密着型
2	だんらんハウス	新田目字大野5番地1 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	登録24人 通い12人 宿泊5人 地域密着型

11) 福祉用具貸与

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	福祉用具レンタルセンターはあと	大町8番23号 (一般財団法人 たかのす福祉公社)	
2	補助器具センターたかのす	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	
3	福祉用具センター虹の街鷹巣	脇神字藤株囲の内14番地 (株式会社 虹の街)	

12) 特定福祉用具販売

	事業所名	事業所の所在地	備考
1	北秋田市社協 福祉用具センター	花園町16番1号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	
2	福祉用具センター虹の街鷹巣	脇神字藤株囲の内14番地 (株式会社 虹の街)	
3	福祉用具レンタルセンターはあと	大町8番23号 (一般財団法人 たかのす福祉公社)	

③介護保険施設

1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：要介護3以上）

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	特別養護老人ホーム 永楽苑	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	50人
2	特別養護老人ホーム 山水荘	阿仁水無字宮後4番地 (社会福祉法人 阿仁ふくし会)	50人
3	特別養護老人ホーム 森泉荘	阿仁前田字下前田家ノ下モ28番地 (社会福祉法人 交楽会)	50人
4	特別養護老人ホーム 青山荘	綴子字釜堤脇10番地 (社会福祉法人 芳徳会)	113人
5	特別養護老人ホーム つむぎの彩	材木町2番13号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	60人
6	永楽苑 ユニット型 きよらか	上杉字金沢162番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	20人 地域密着型
7	永楽苑 サテライト型 アネックス	上杉字金沢469番地 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	29人 地域密着型
8	特別養護老人ホーム 青山荘	綴子字釜堤脇10番地 (社会福祉法人 芳徳会)	20人 地域密着型

2) 介護老人保健施設（要介護1以上）

	事業所名	事業所の所在地	定員
1	介護老人保健施設 ケアタウンたかのす	脇神字南陣場岱10番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	80人
2	介護老人保健施設 もりよし荘	米内沢字七曲25番地 (社会福祉法人 交楽会)	100人

④特定施設

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	たかのすケアセンターそよ風 高齢者住宅ぶなの森そよ風	米代町5番4号 (株式会社 ユニマット リタイアメント・コミュニティ)	9人 住宅型有料老人ホーム
2	シニアホームなでしこ	脇神字西陣場岱38番地6 (株式会社 ゆいまーる)	30人 住宅型有料老人ホーム
3	たかのす翔裕園	小森字向長渡15番地3 (社会福祉法人 元気村)	28人 住宅型有料老人ホーム
4	北秋田市軽費老人ホーム(A型)大野台エコーハイツ	木戸石字才ノ神沢35番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	50人 軽費老人ホーム(A型)

(6) 北秋田市内の老人福祉施設等一覧（指定管理施設）

(令和3年3月31日現在)

	事業所名	事業所の所在地	定員等
1	北秋田市阿仁養護老人ホーム もろび苑	阿仁幸屋渡字前野7番地3 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	50人 養護老人 ホーム
2	サポートハウスたかのす	脇神字南陣場岱20番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	20人 生活支援 ハウス
3	北秋田市森吉生活支援ハウス	米内沢字寺の上85番地 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	20人 生活支援 ハウス
4	北秋田市地域福祉センター	宮前町9番68号 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	40人 老人デイサービ スセンター
5	北秋田市老人憩いの家ことぶ き荘	北秋田市下杉字狐森43番地53 (社会福祉法人 北秋田市社会福祉協議会)	老人憩いの 家
6	北秋田市軽費老人ホーム(A 型)大野台エコーハイツ	木戸石字才ノ神沢35番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	50人 軽費老人 ホーム(A型)
7	北秋田市合川高齢者生活支援 施設	木戸石字才ノ神沢35番地1 (社会福祉法人 秋田県民生協会)	10人 高齢者生活 支援施設

**北秋田市
高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画**

発行日：令和3年3月

編集・発行：北秋田市 健康福祉部 高齢福祉課

〒018-3392

秋田県北秋田市花園町19番1号

TEL 0186-62-1112